

## 第 45 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 3 年 4 月 14 日（水）19 時 00 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

### 次 第

#### 議 題

##### （1）現在の感染状況・療養状況等

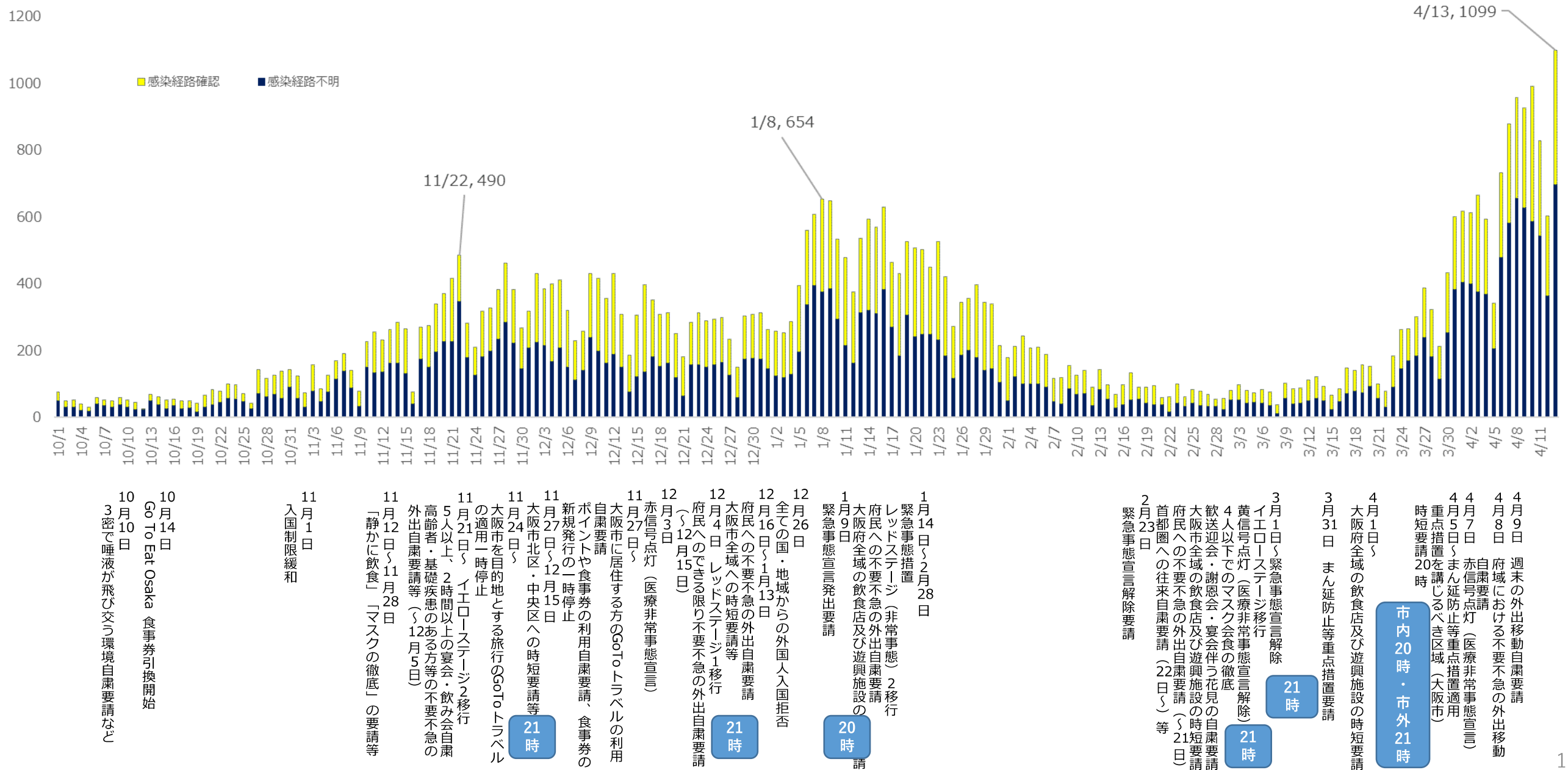
- ・現在の感染状況について【資料 1 - 1】
- ・変異株の発生状況について【資料 1 - 2】
- ・現在の療養状況について【資料 1 - 3】
- ・療養者数のシミュレーションについて【資料 1 - 4】
- ・感染状況や医療提供体制の状況について【資料 1 - 5】
- ・宿泊療養施設の確保について【資料 1 - 6】
- ・滞在人口の推移【資料 1 - 7】
- ・感染に強い飲食店に向けた「見回り隊」について（昼間の見回り調査）【資料 1 - 8】
- ・営業時間短縮要請の実効性確保に向けた「見回り隊（20 時以降）」について【資料 1 - 9】
- ・繁華街（大阪市内）における外出自粛の呼びかけ【資料 1 - 10】

##### （2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請等

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請【資料 2 - 1】
- ・（参考）まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請 新旧対照表【資料 2 - 2】
- ・レッドステージ 2 における府立学校の今後の教育活動等について【資料 2 - 3】
- ・専門家のご意見【資料 2 - 4】

# 陽性者数の推移

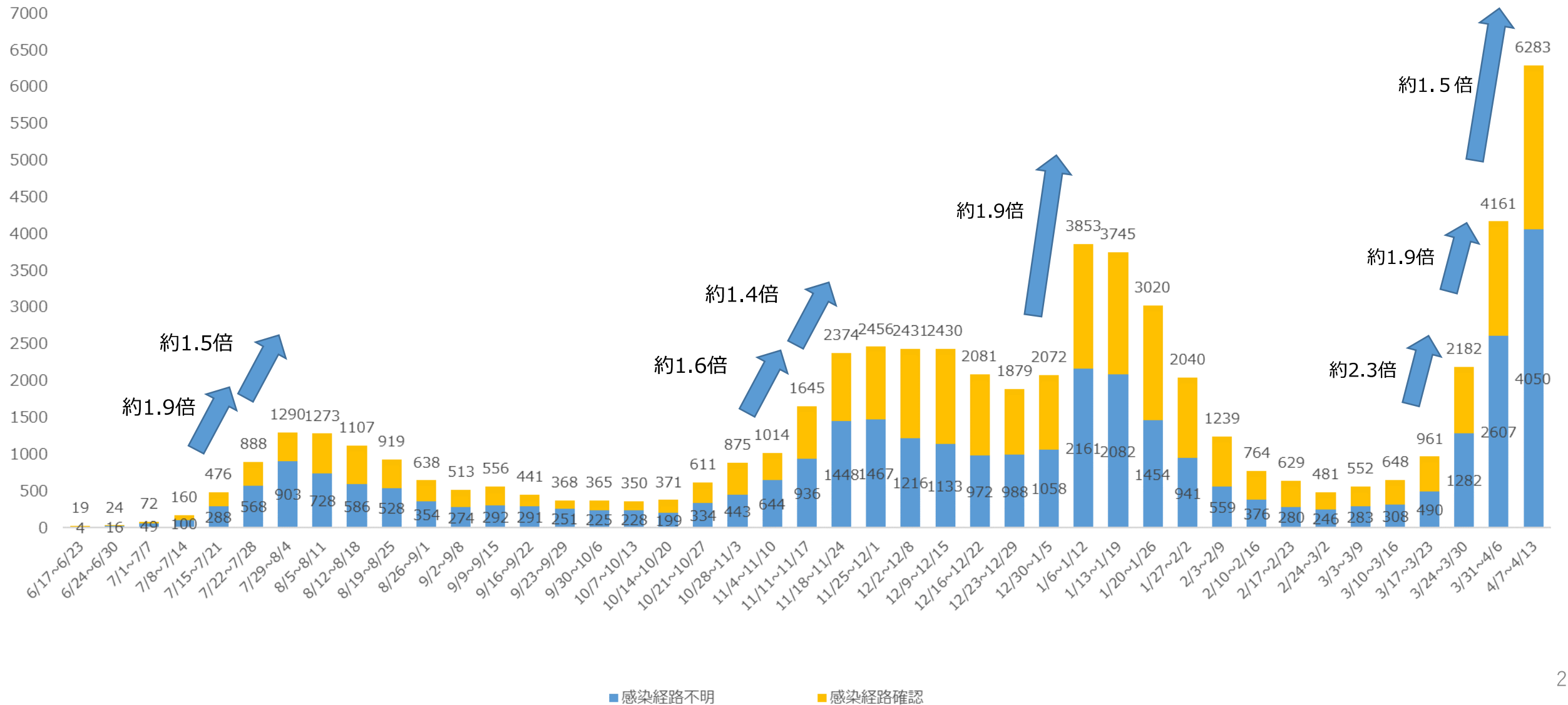
資料 1 - 1



# 7日間毎の新規陽性者数

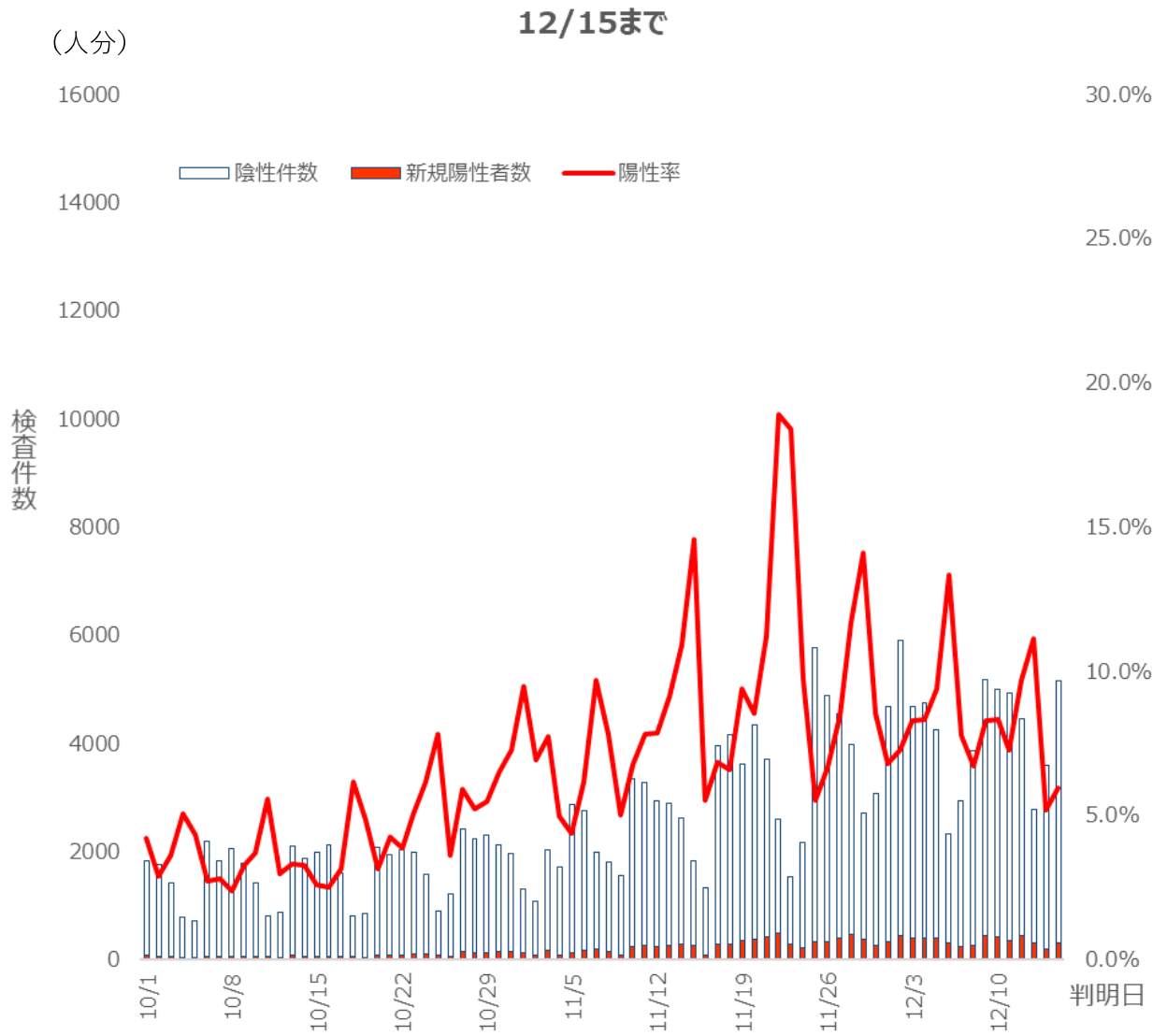
第四波は、3週間以上にわたり、第三波を大きく上回る速度・規模で急拡大。  
 (直近1週間の新規陽性者数一日平均約898名)

3月1日以降を「第四波」と総称して分析



# 検査件数と陽性率

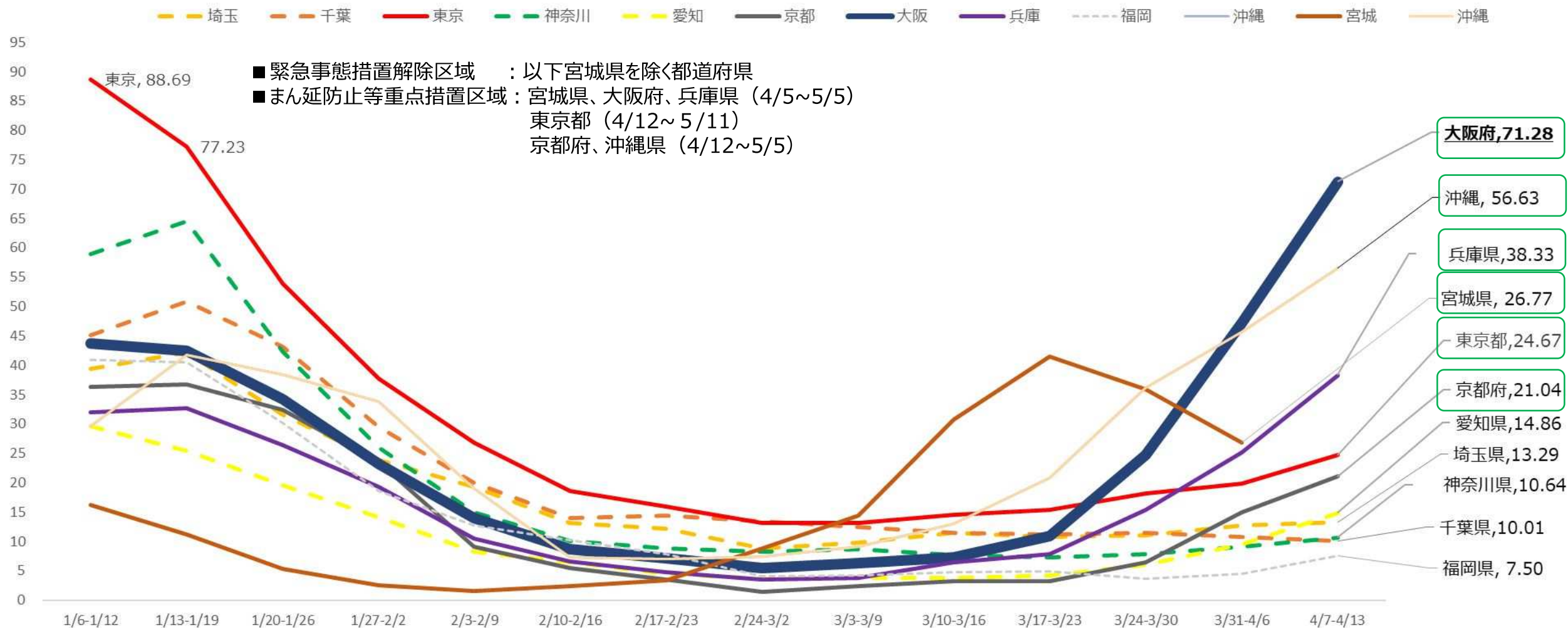
感染拡大に伴い、陽性率が急上昇。



※12月15日より国システム（G-MIS）を使用し、算出方法を「1週間の陽性者数／1週間の検体採取をした人数」に変更

# 週・人口10万人あたり新規陽性者数(緊急事態措置解除区域及びまん延防止等重点措置区域)

同日にまん延防止等重点措置適用区域となった宮城県は新規陽性者数が減少しているが、大阪府及び兵庫県は急増。とりわけ、大阪府の新規陽性者数は急増し、1月の緊急事態宣言下の東京の発生状況(最大88.69人)に近づきつつある。

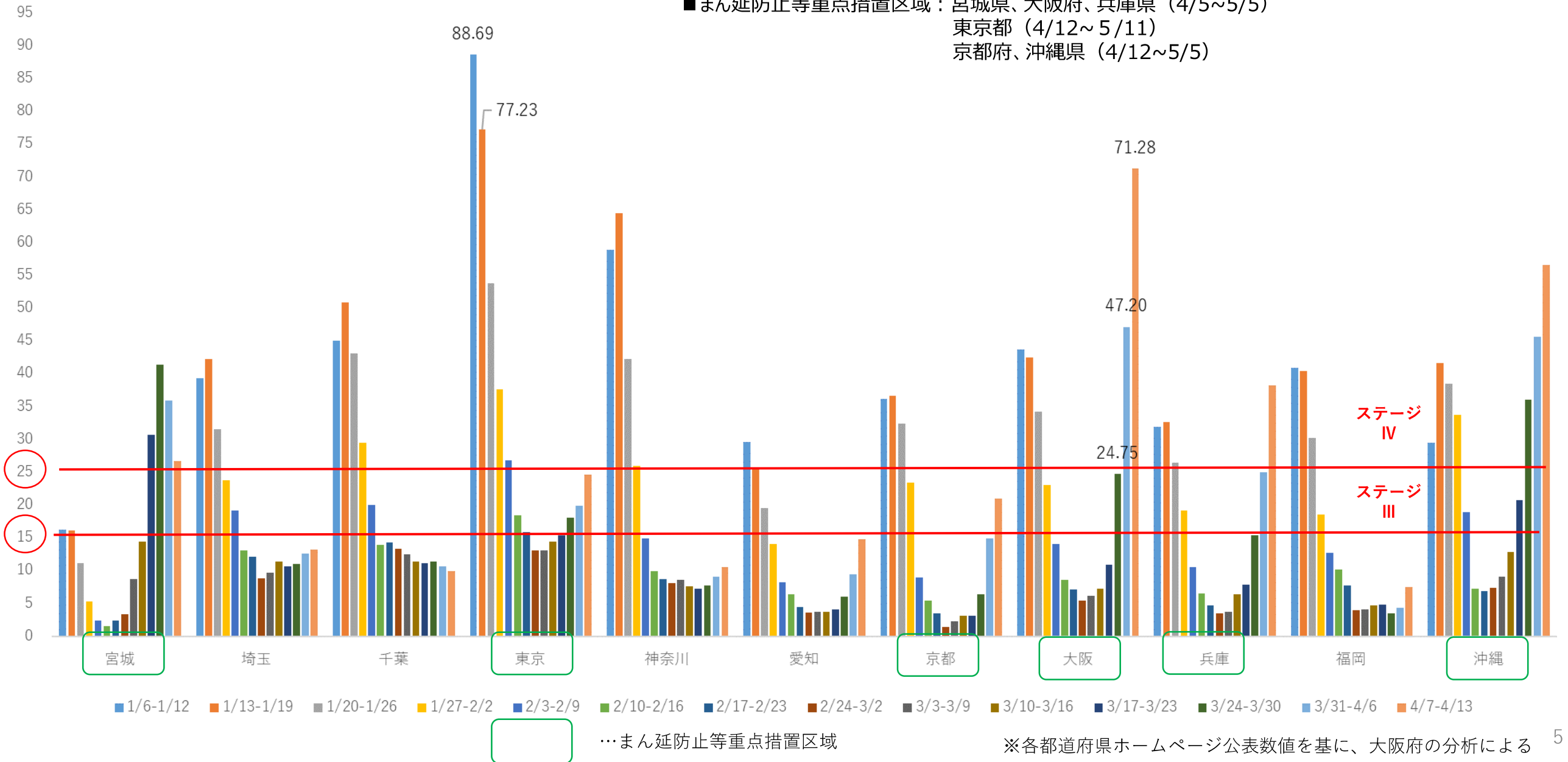


…まん延防止等重点措置区域

※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による

# 週・人口10万人あたり新規陽性者数 (緊急事態措置解除区域及びまん延防止等重点措置区域)

- 緊急事態措置解除区域 : 以下宮城県を除く都道府県
- まん延防止等重点措置区域 : 宮城県、大阪府、兵庫県 (4/5~5/5)  
東京都 (4/12~5/11)  
京都府、沖縄県 (4/12~5/5)



# 「大阪モデル」モニタリング指標の状況

重症病床使用率が急増(95.1%)。重症病床のひっ迫を受け、軽症中等症患者受入医療機関等において重症者を治療継続(4/13 20名)

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	現在の状況
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	1.85	1.74	1.67	1.66	1.60	1.61	1.55	3/31をピークに減少傾向
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	—	10人未満	400.86	436.71	469.29	499.43	524.57	547.29	578.57	3/1以降、増加
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	66.0%	68.4%	67.5%	59.1%	65.7%	60.4%	63.3%	3/24以降、50%を超過したまま推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	4440	4781	5095	5420	5654	5916	6283	3/3以降増加
	うち後半3日間		—	—	—	1952	2568	2763	2875	2745	2421	2529	
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	50.37	54.24	57.80	61.49	64.14	67.11	71.28	3/31に25人(ステージIV基準)超過して以降急増
	【参考②】陽性率(7日間)	—	—	—	—	7.1%	8.4%	9.2%	9.2%	8.9%	8.7%	9.0%	3/17以降、増加
(3) 病床等のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上 (「警戒(黄色)」信号が点灯した日から起算して25日以内)	7日間連続 60%未満	60%未満	69.2%	72.8%	76.3%	81.3%	83.9%	90.6%	95.1%	4/10以降連日過去最多(第一波を除く)
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	49.9%	51.6%	54.0%	57.5%	60.6%	61.9%	63.2%	3/14以降増加
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	37.8%	37.5%	37.1%	31.2%	31.7%	32.4%	32.7%	4/5をピークに減少傾向

重症者数は、対応できる人材や設備が整っている軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数を除いた数。

4/1 まん延防止等重点措置適用(4/5~)を受け、大阪市域の飲食店・遊興施設に対する時短要請(20時まで)を決定(第43回対策本部会議)  
4/7 大阪モデル赤信号点灯(医療非常事態宣言)、府域における不要不急の外出移動自粛要請等を決定(第44回対策本部会議)

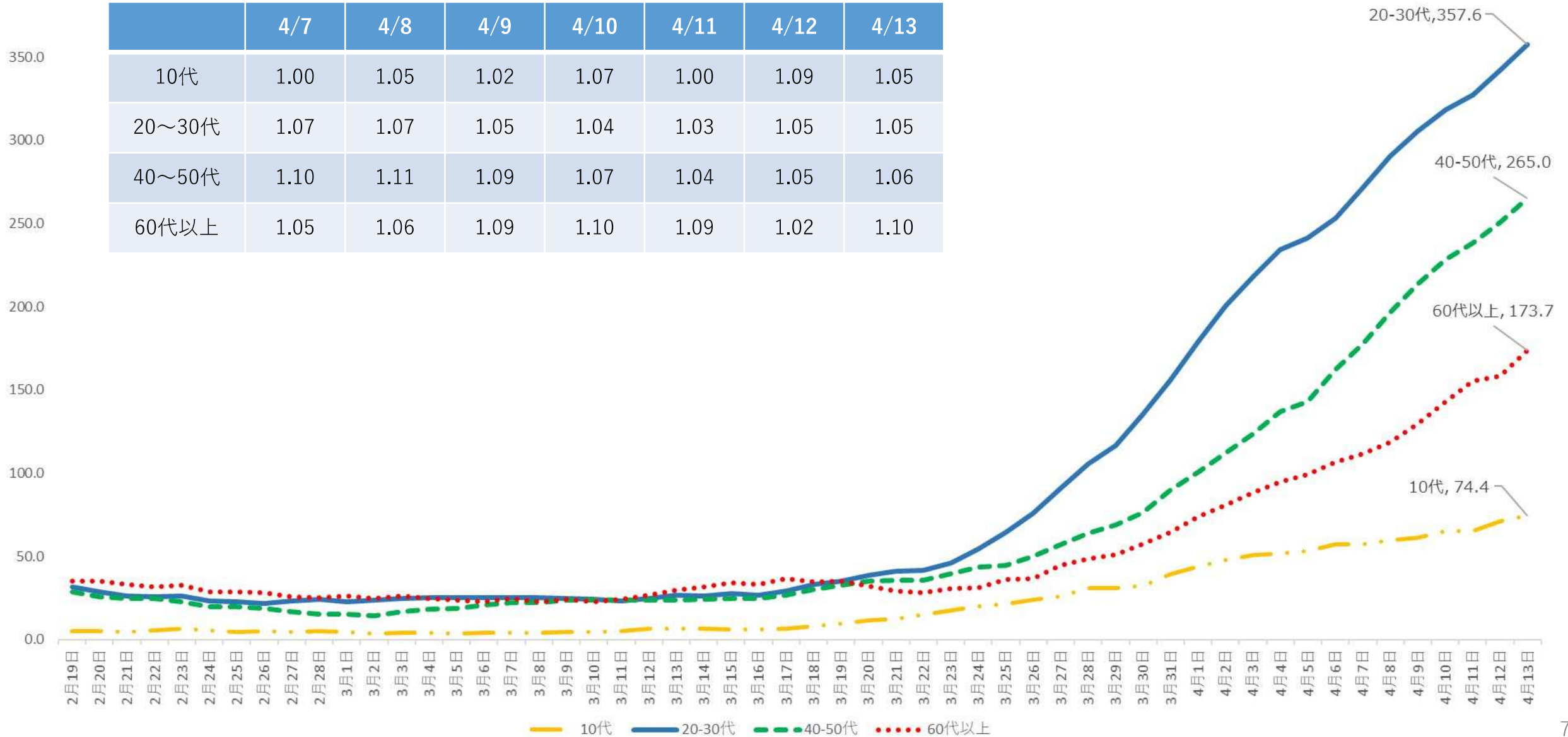
# 年代別新規陽性者数（7日間移動平均）の推移（日別）

各年代で新規陽性者数移動平均が増加し続けており、鈍化の傾向が見られない。

400.0 <前日比>

	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
10代	1.00	1.05	1.02	1.07	1.00	1.09	1.05
20～30代	1.07	1.07	1.05	1.04	1.03	1.05	1.05
40～50代	1.10	1.11	1.09	1.07	1.04	1.05	1.06
60代以上	1.05	1.06	1.09	1.10	1.09	1.02	1.10

年代別新規陽性者





# 新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

4月5日に、陽性率を除き、ステージⅣの基準を上回り、各指標の数値は以後も急上昇。

指標		ステージⅣ 目安	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/13時点の 目安に対する状況	
ステージⅣ	医療提供体制等の負荷	最大確保病床の占有率	50%以上	51.3% (1,037/2,021)	53.1% (1,074/2,021)	55.7% (1,125/2,021)	59.2% (1,197/2,021)	62.3% (1,259/2,021)	64.4% (1,302/2,021)	66.2% (1,338/2,021)	●
		重症病床 最大確保病床の占有率	50%以上	46.5% (214/460)	48.5% (223/460)	50.0% (230/460)	53.4% (248/460)	57.3% (266/460)	60.6% (281/460)	63.8% (296/460)	●
		人口10万人あたり療養者数	25人以上	70.16	77.05	84.04	88.92	94.68	96.62	108.02	●
	監視体制	陽性率 1週間平均	10%以上	7.1%	8.4%	9.2%	9.2%	8.9%	8.7%	9.0%	○
	感染の状況	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	25人以上	50.37	54.24	57.80	61.49	64.14	67.11	71.28	●
		直近一週間と先週一週間の比較	1より大きい	1.76 (4,440/2,520)	1.67 (4,781/2,870)	1.60 (5,095/3,183)	1.57 (5,420/3,463)	1.51 (5,654/3,733)	1.53 (5,916/3,861)	1.51 (6,283/4,161)	●
感染経路不明割合 1週間平均		50%以上	63.2%	63.9%	64.5%	64.5%	64.9%	64.8%	64.5%	●	

病床確保計画に定める「最大確保病床」を「現時点の確保病床」が上回る場合は、「現時点の確保病床数」に読み替える。

重症者数は、対応できる人材や設備が整っている軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数を含めた数。

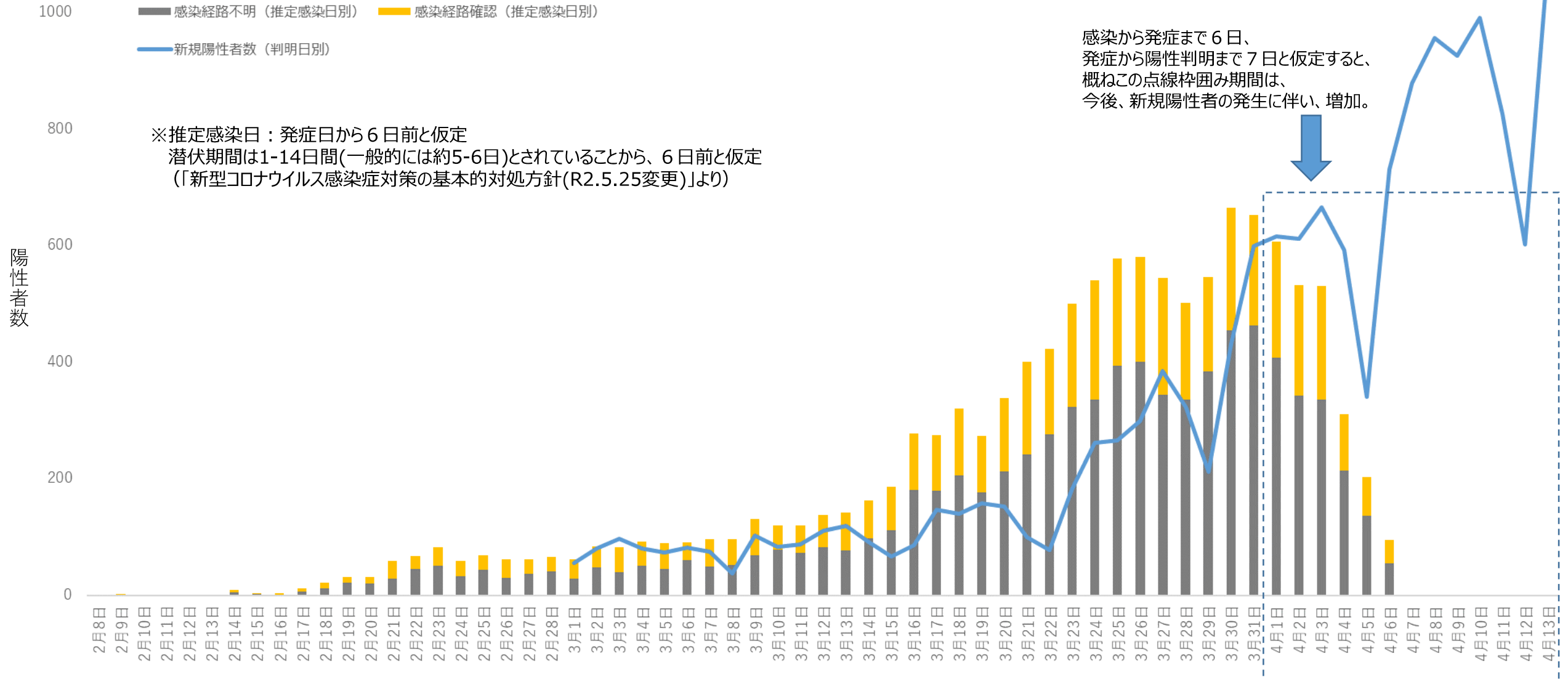
4/1 まん延防止等重点措置適用（4/5～）を受け、大阪市域の飲食店・遊興施設に対する時短要請（20時まで）を決定（第43回対策本部会議）  
4/7 大阪モデル赤信号点灯（医療非常事態宣言）、府域における不要不急の外出移動自粛要請等を決定（第44回対策本部会議）

●：基準外 ○：基準内

# 【第四波】推定感染日別陽性者数（4月13日時点）

3月中旬以降に感染したと推定される陽性者が急増。

（3月1日以降4月13日までの判明日分）（N=12,078名（調査中、不明、無症状2,846名を除く））

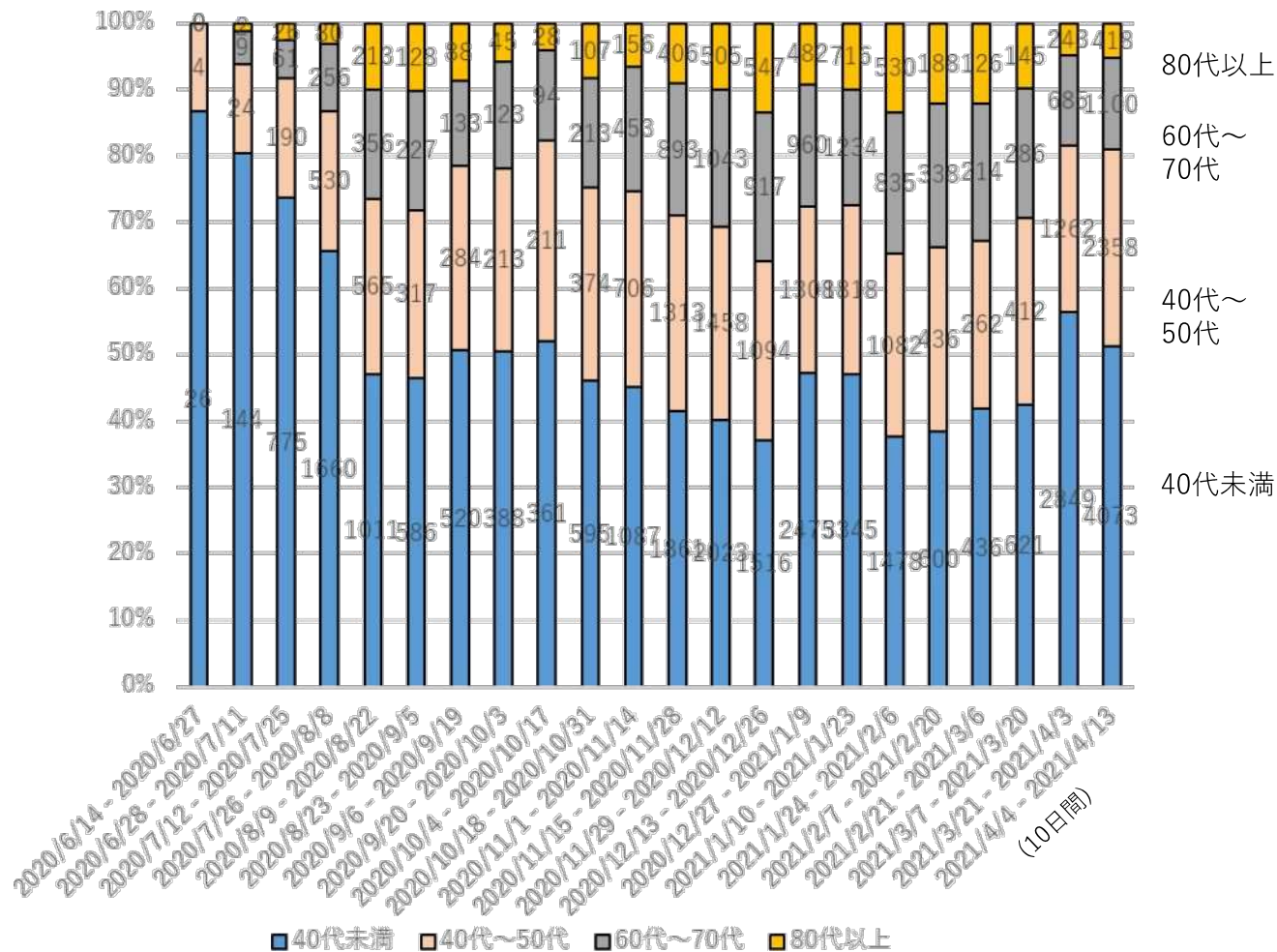


# 陽性者の年齢区分

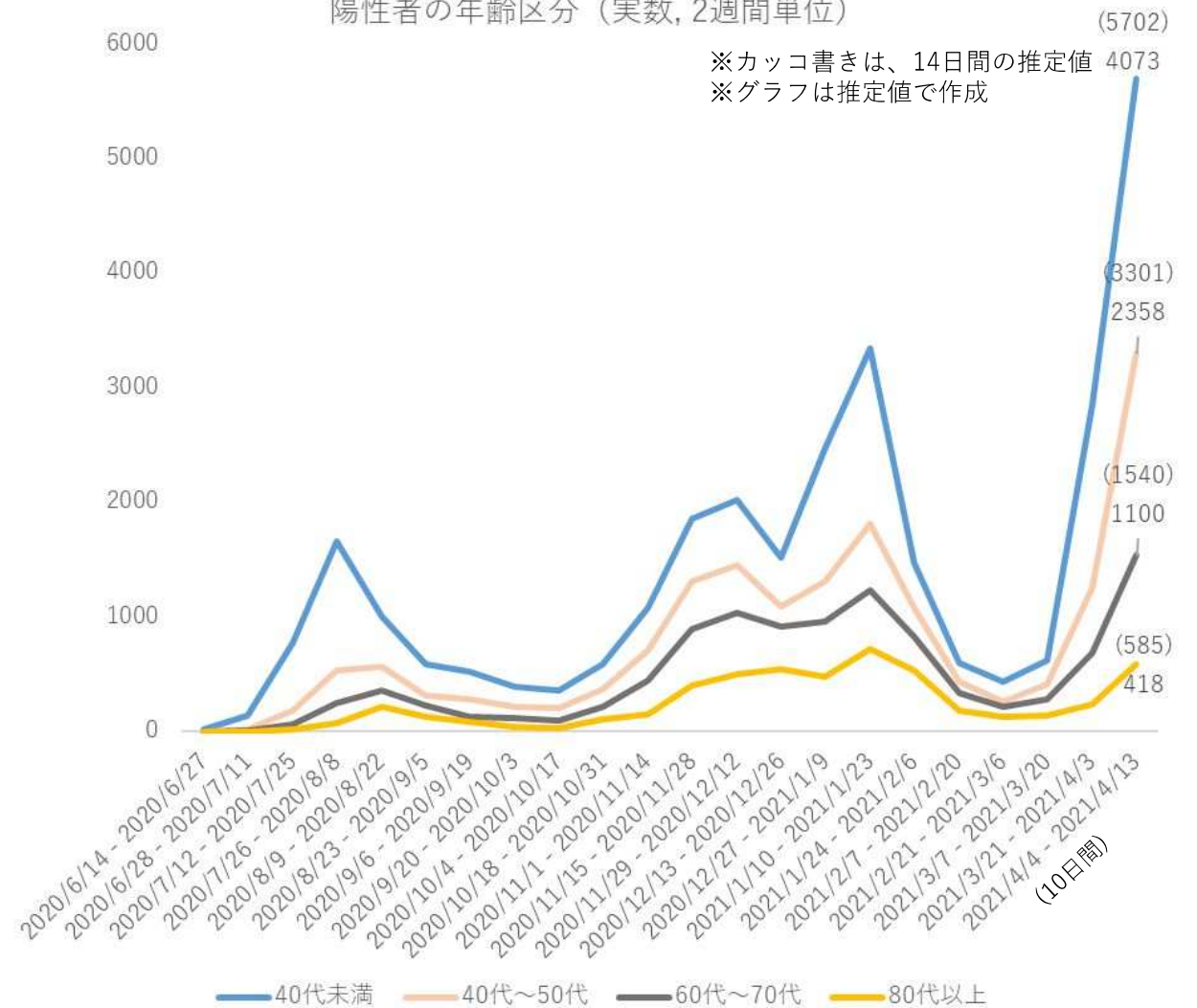
直近10日間で、40代未満の割合が5割弱と引き続き高く、実数でも急増。

(6月14日以降4月13日までに判明した60,260事例の状況)

陽性者の年齢区分 (割合, 2週間単位)



陽性者の年齢区分 (実数, 2週間単位)

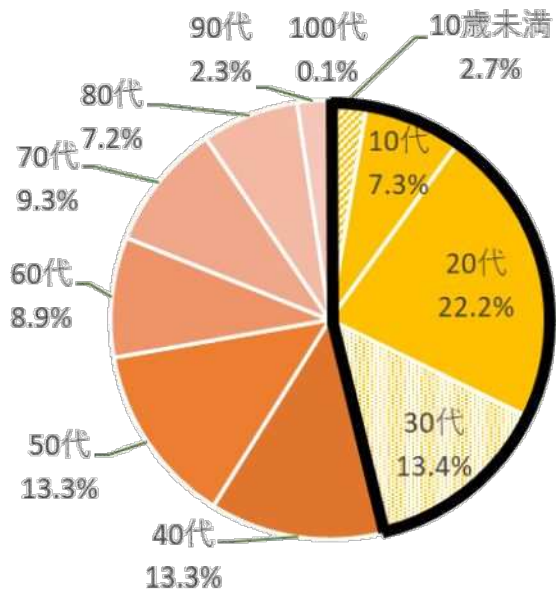


# 年代別新規陽性者の割合

第三波と異なり、第四波（3月中旬以降）は、30代以下の割合が急増し、5割を超過。

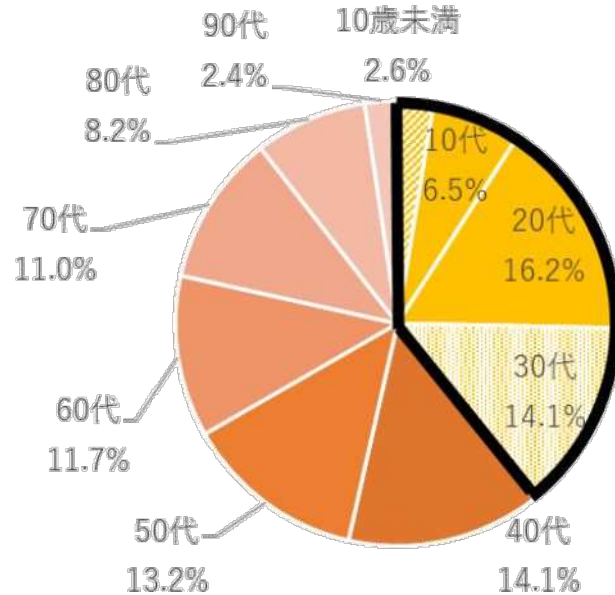
※変異株陽性者の年齢構成は、30代以下の割合が6割弱と高い。なお、変異株陽性者は、従来に比べ、10歳未満の割合が大きい。

**第三波**  
(10月10日～2月28日)



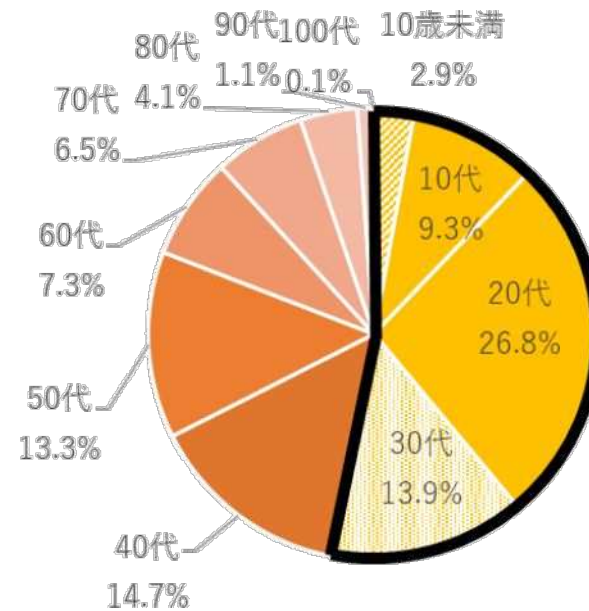
30代以下割合 45.6%  
(うち、20代以下 32.2%)

**第四波①**  
(3月1日～3月14日)



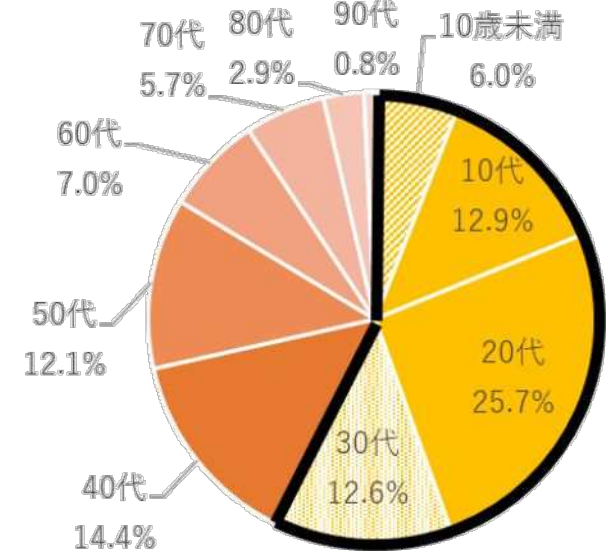
30代以下割合 39.4%  
(うち、20代以下 25.3%)

**第四波②**  
(3月15日～4月13日)



30代以下割合 52.9%  
(うち、20代以下 39.0%)

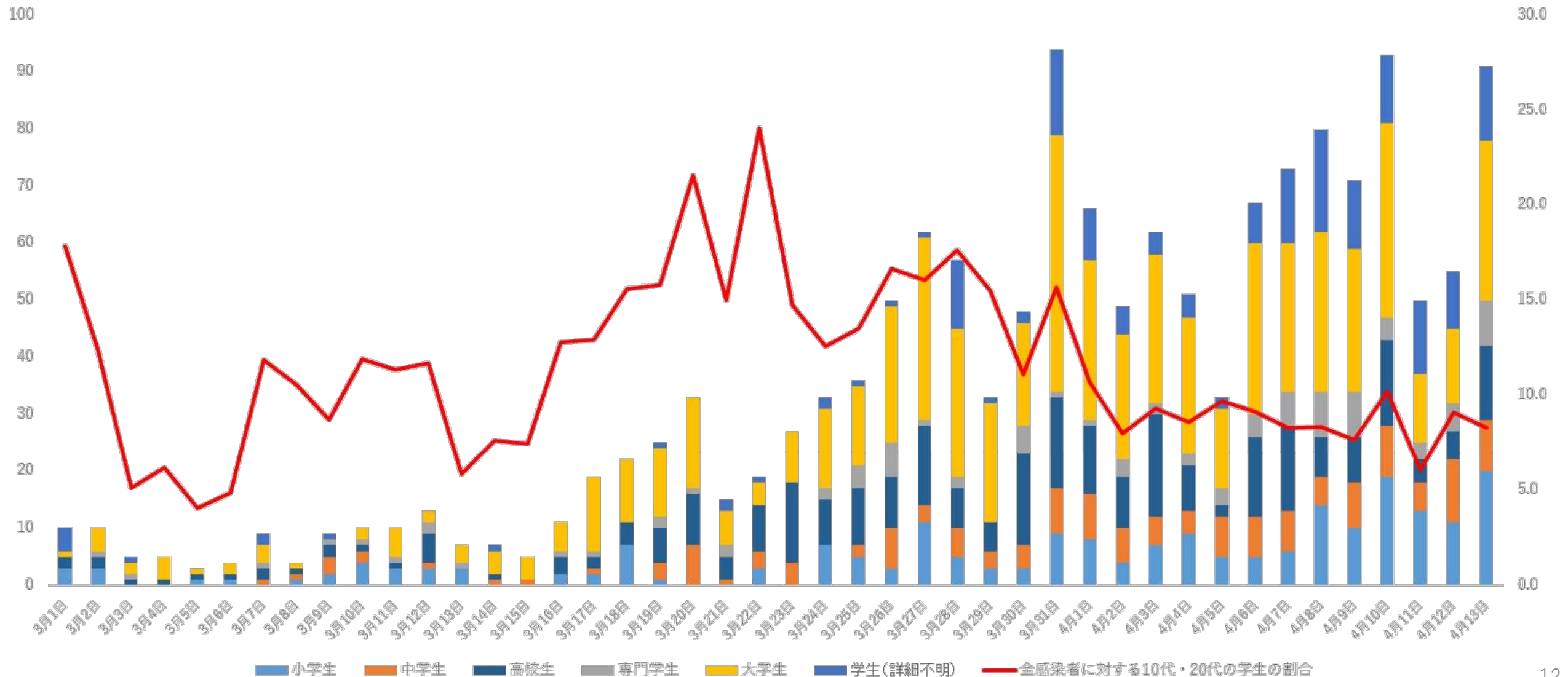
**変異株陽性者**



30代以下割合 57.2%  
(うち、20代以下 44.6%)

# 小・中・高・大学生等の感染状況

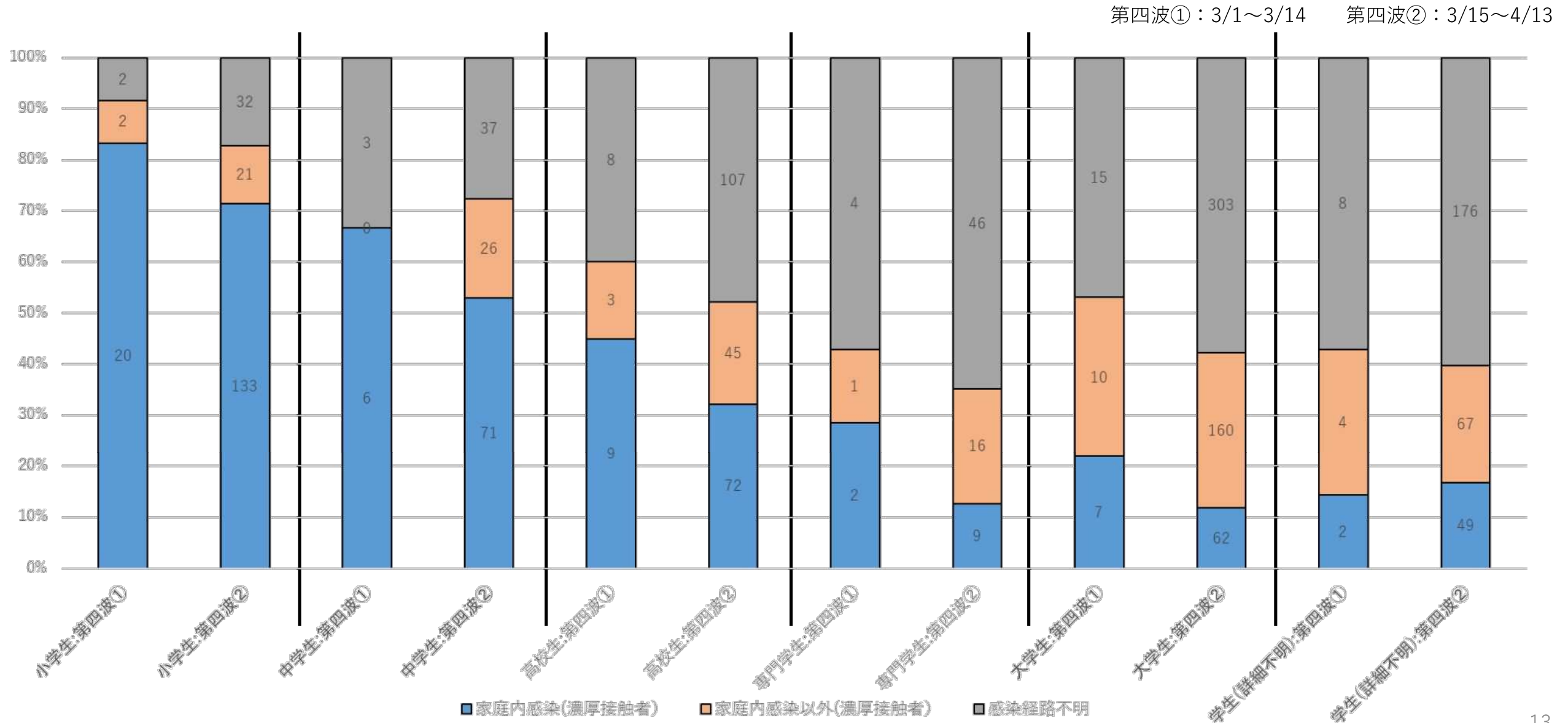
3月中旬より、大学生を中心に学生の陽性者が増加し、春休み終了後も一定規模で発生。



※分類は本人からの聞き取り情報による

# 小・中・高・大学生等の感染経路

校種別いずれも、3月後半以降、家庭内感染以外での濃厚接触者や感染経路不明の割合が増加。

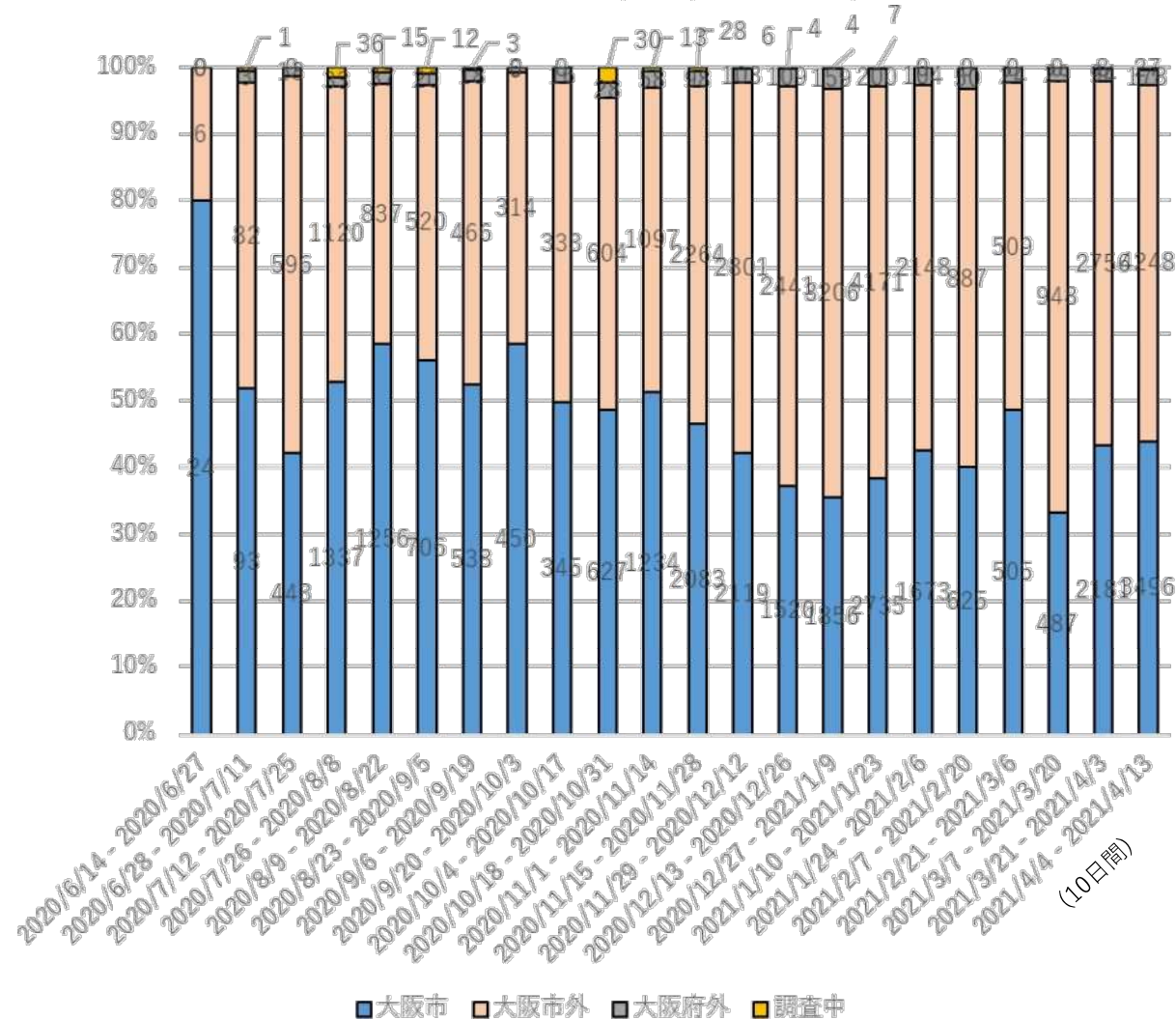


# 陽性者の居住地

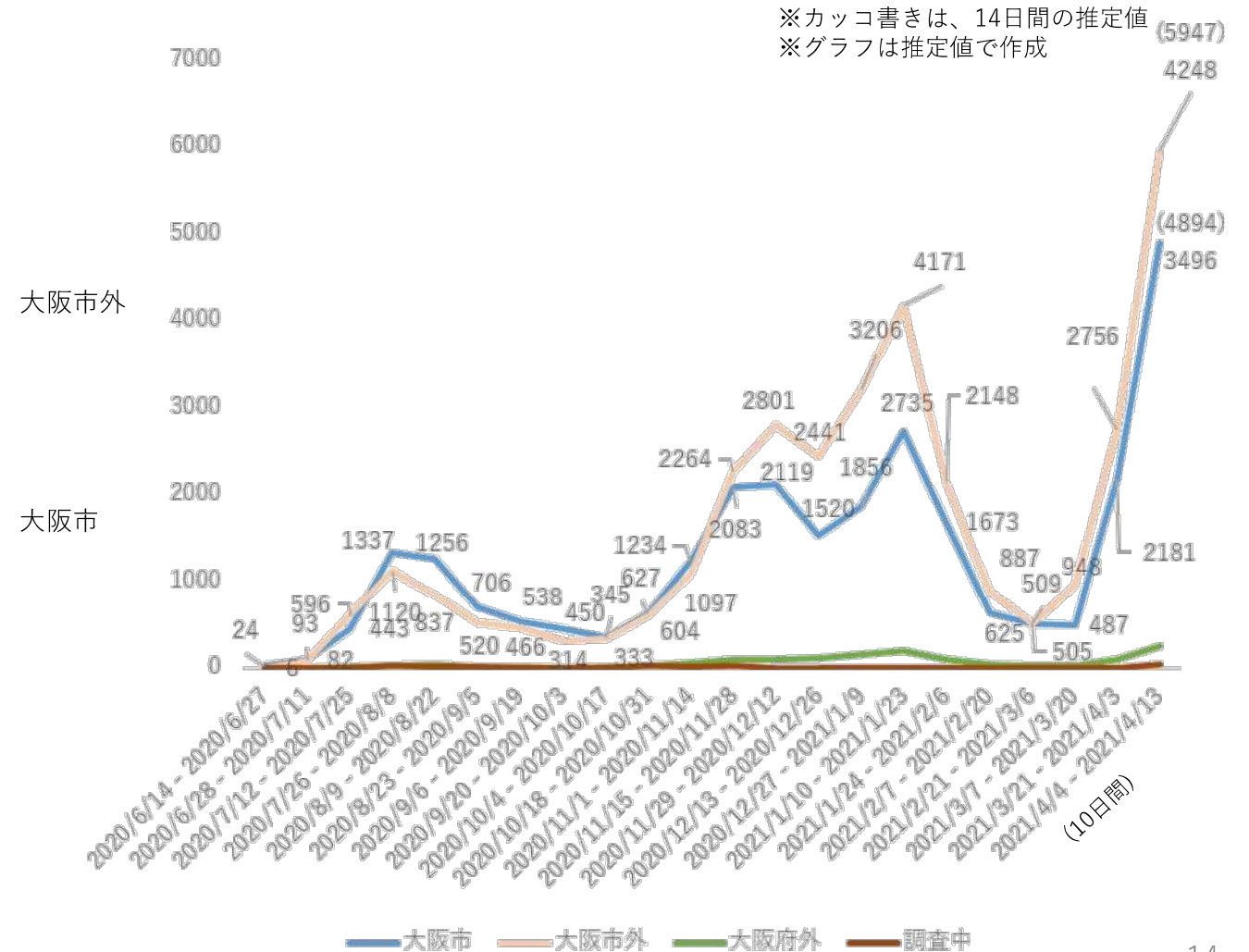
直近10日間で、大阪市内居住者・市街居住者の割合に大きな変化はないが、実数はともに急増。

(6月14日以降4月13日までに判明した60,260事例の状況)

陽性者の居住地区分 (割合, 2週間単位)



陽性者の居住地区分 (実数, 2週間単位)



# 大阪市・市外の陽性者比較（人口10万人あたり 1週間単位）

※市内外は居住地による  
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

直近3週間で、大阪市内居住者は約7.9倍、大阪市外居住者は約5.7倍と急増し、いずれも1月の緊急事態宣言発出直後の最大人数を大きく上回っている。

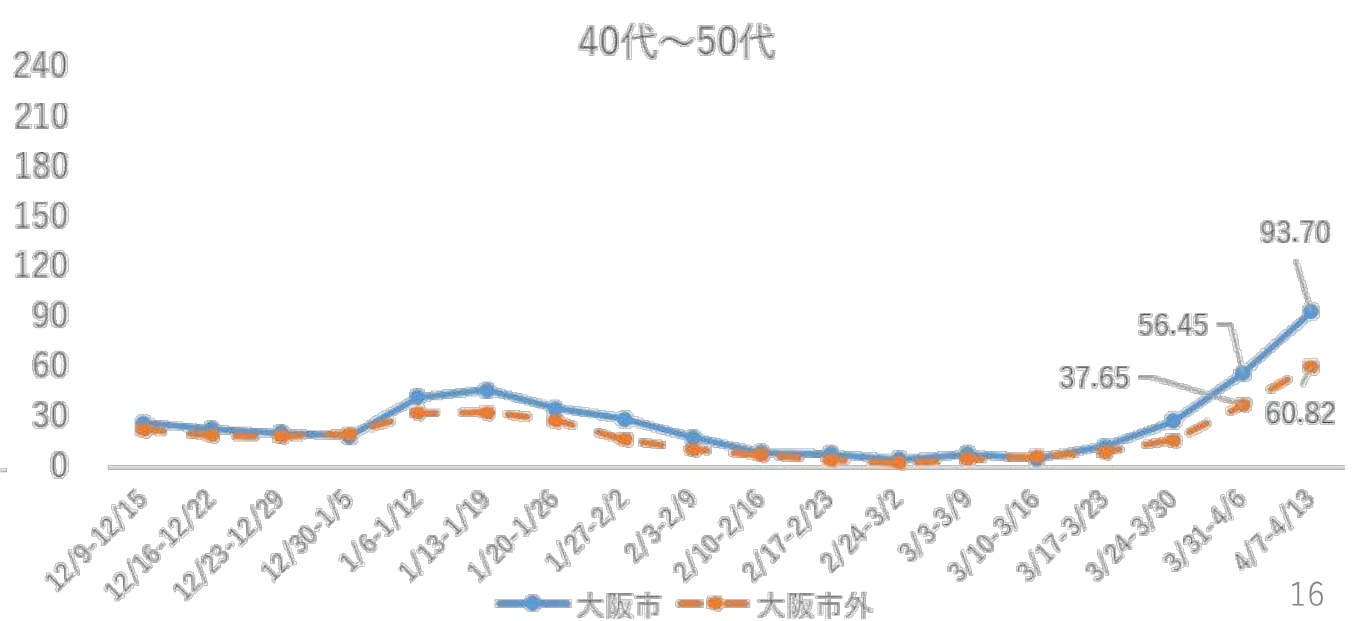
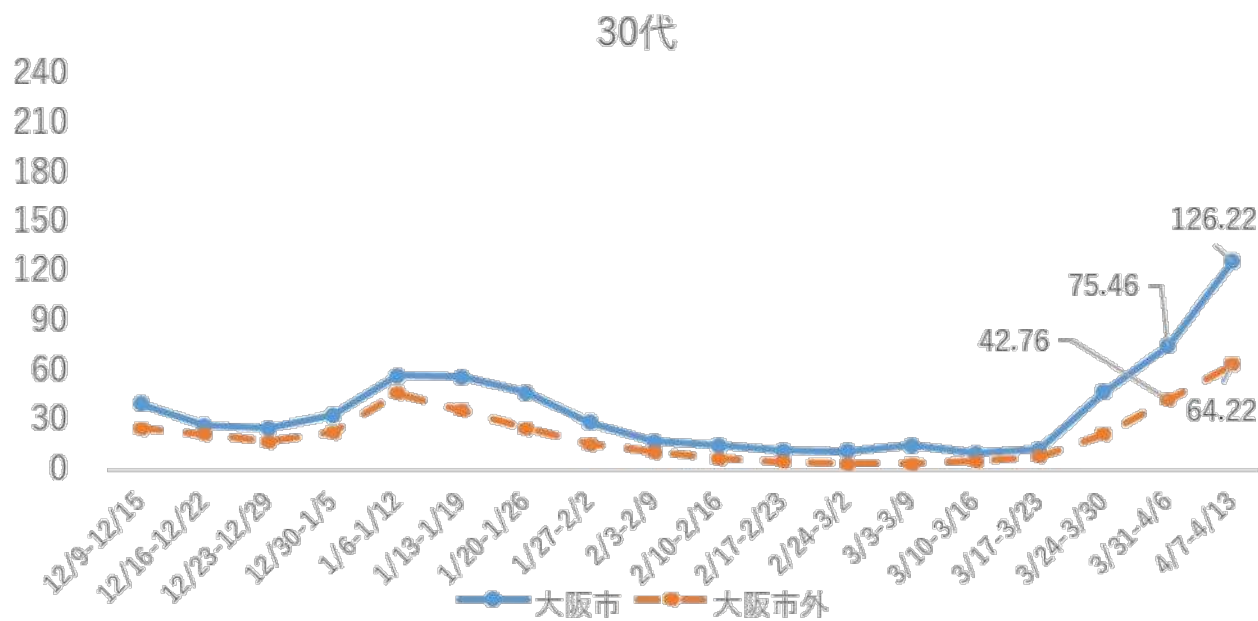
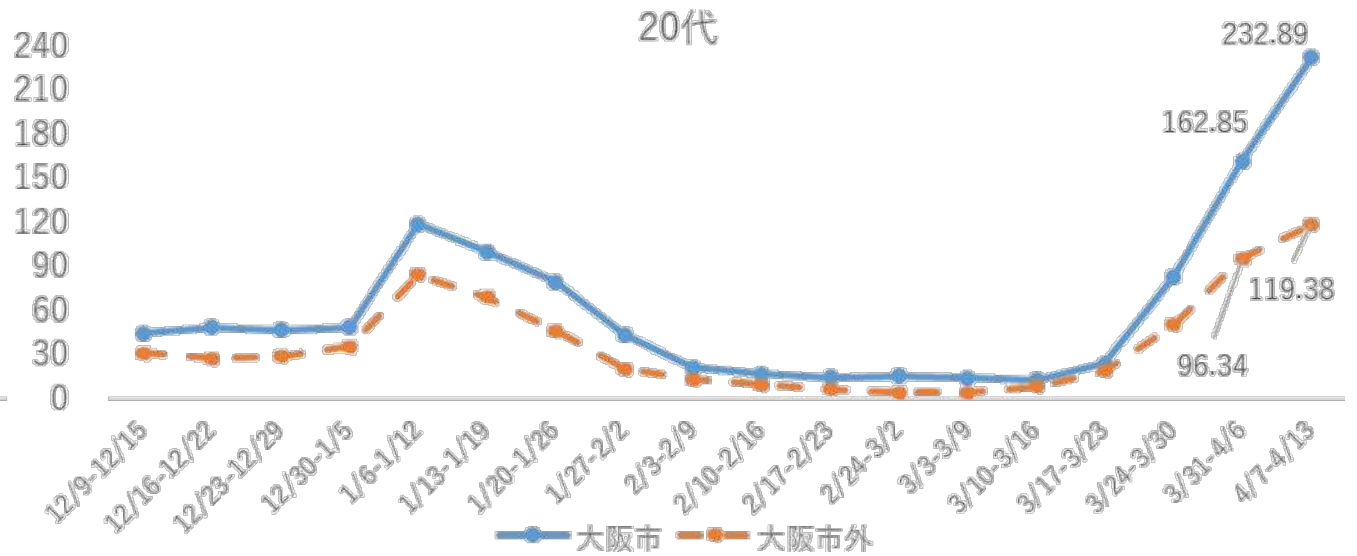
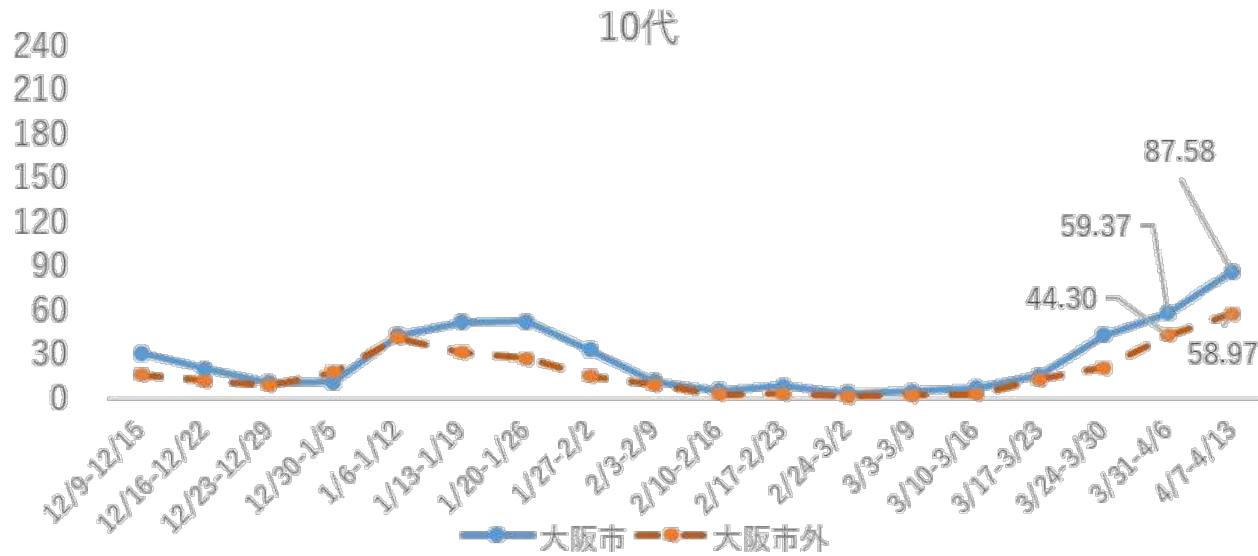




# 大阪市・市外 年代別陽性者比較（人口10万人あたり）

※市内外は居住地による  
 ※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

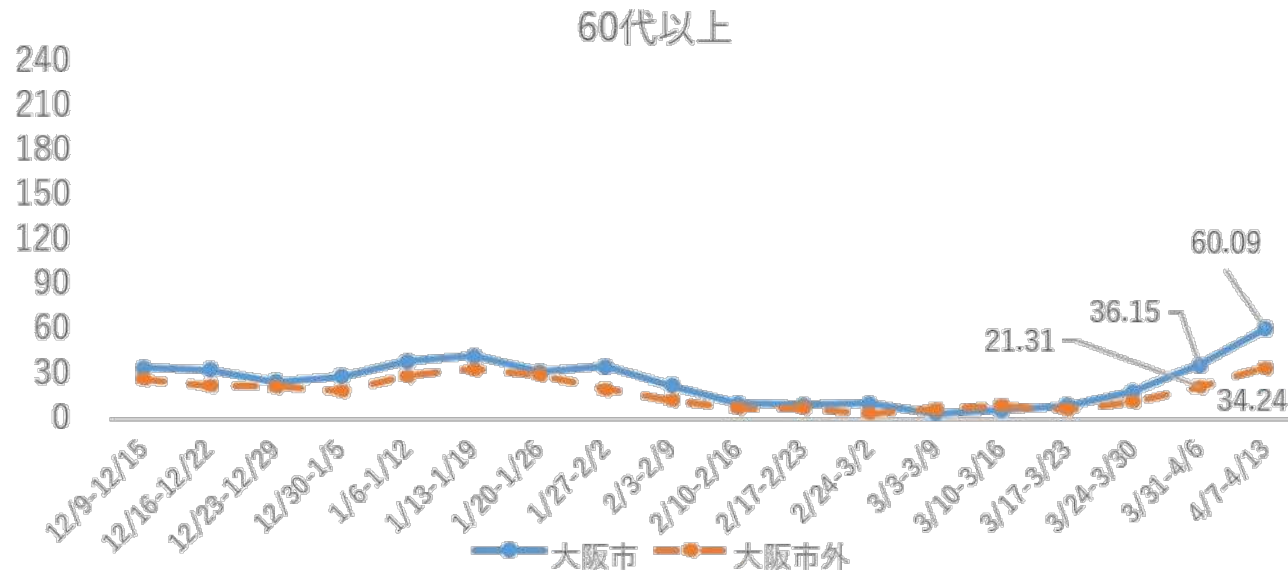
人口10万人あたり新規陽性者数は、市内外・各年代で急増。



# 大阪市・市外 年代別陽性者比較（人口10万人あたり）

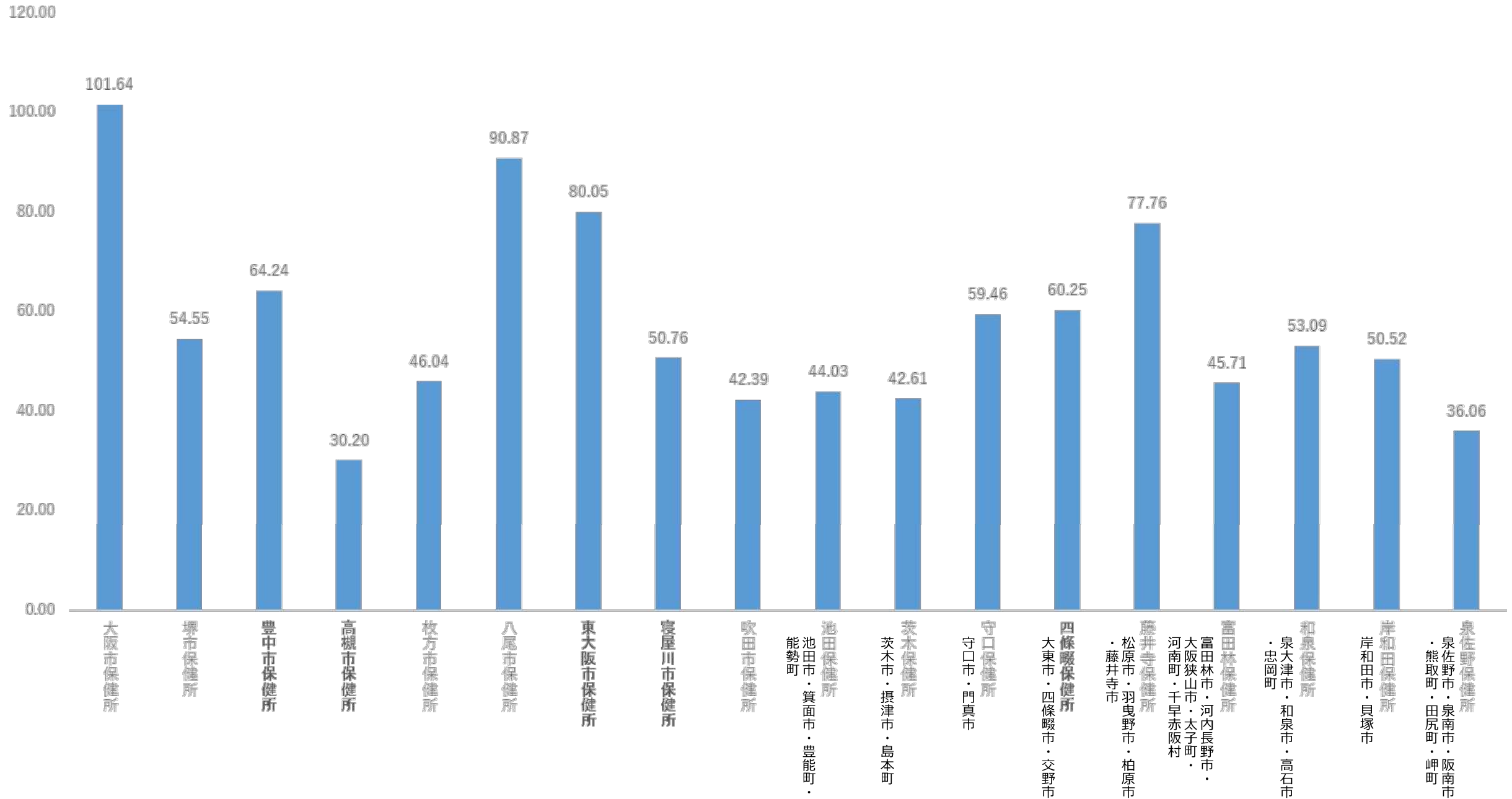
※市内外は居住地による  
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

60代以上の人口10万人あたり新規陽性者数は、市内外ともに急増。



# 保健所管内別陽性者比較（人口10万人あたり 4月7日から13日）

※居住地による  
 ※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

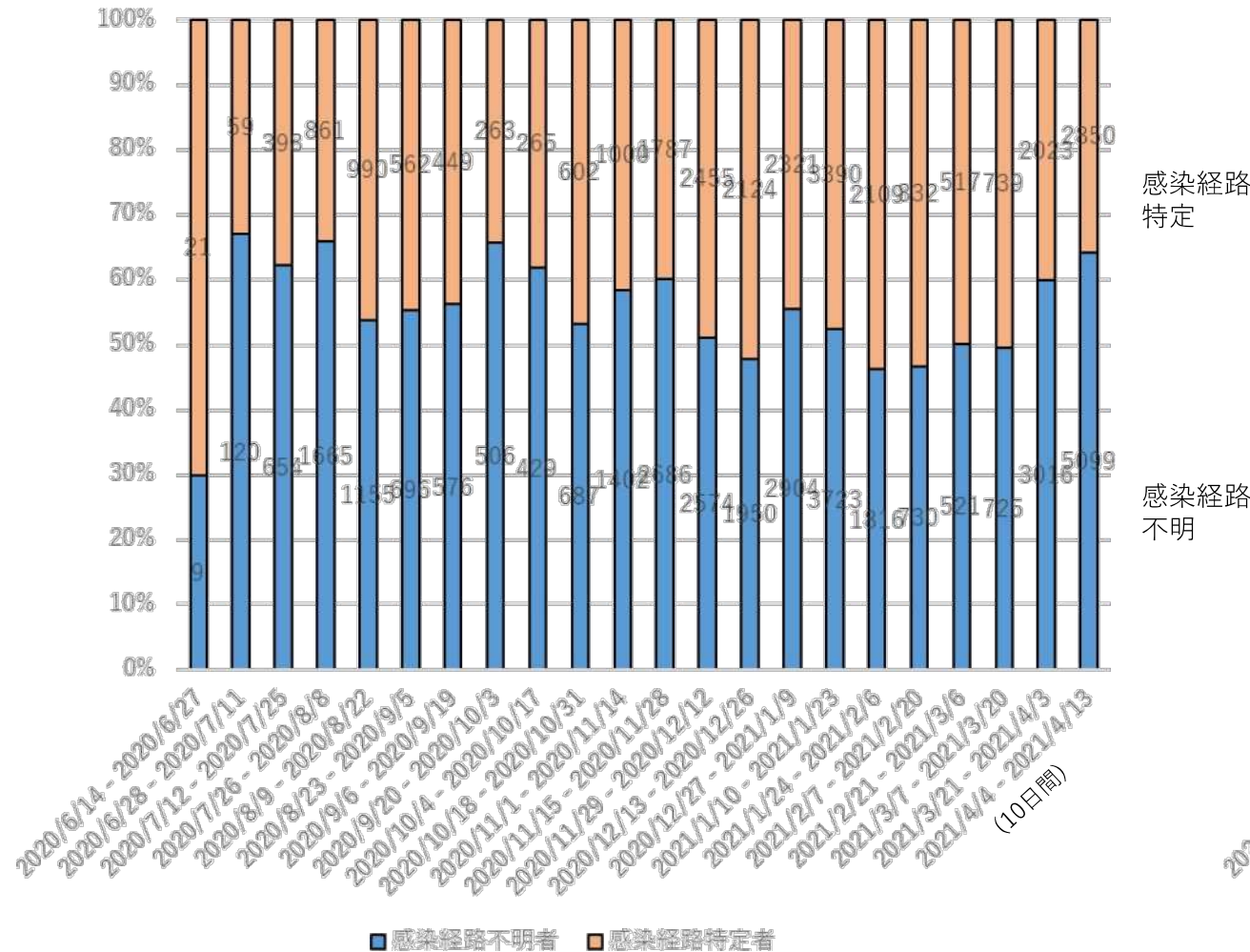


# 陽性者の感染経路の状況

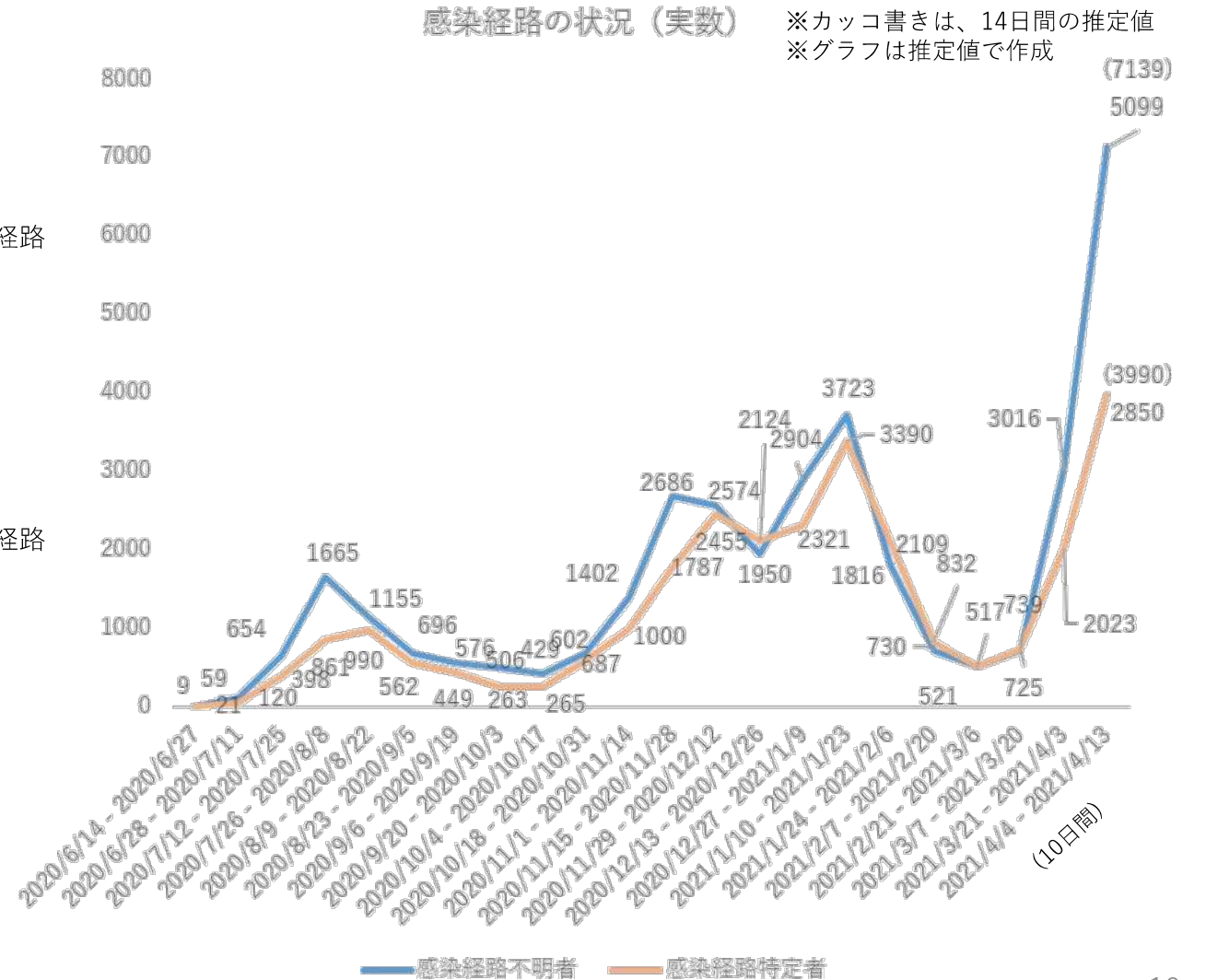
直近10日間で、感染経路不明の割合が6割強まで増加し、実数でも感染経路不明者数が急増。

(6月14日以降4月13日までに判明した60,260事例の状況)

感染経路の状況 (割合)



感染経路の状況 (実数)

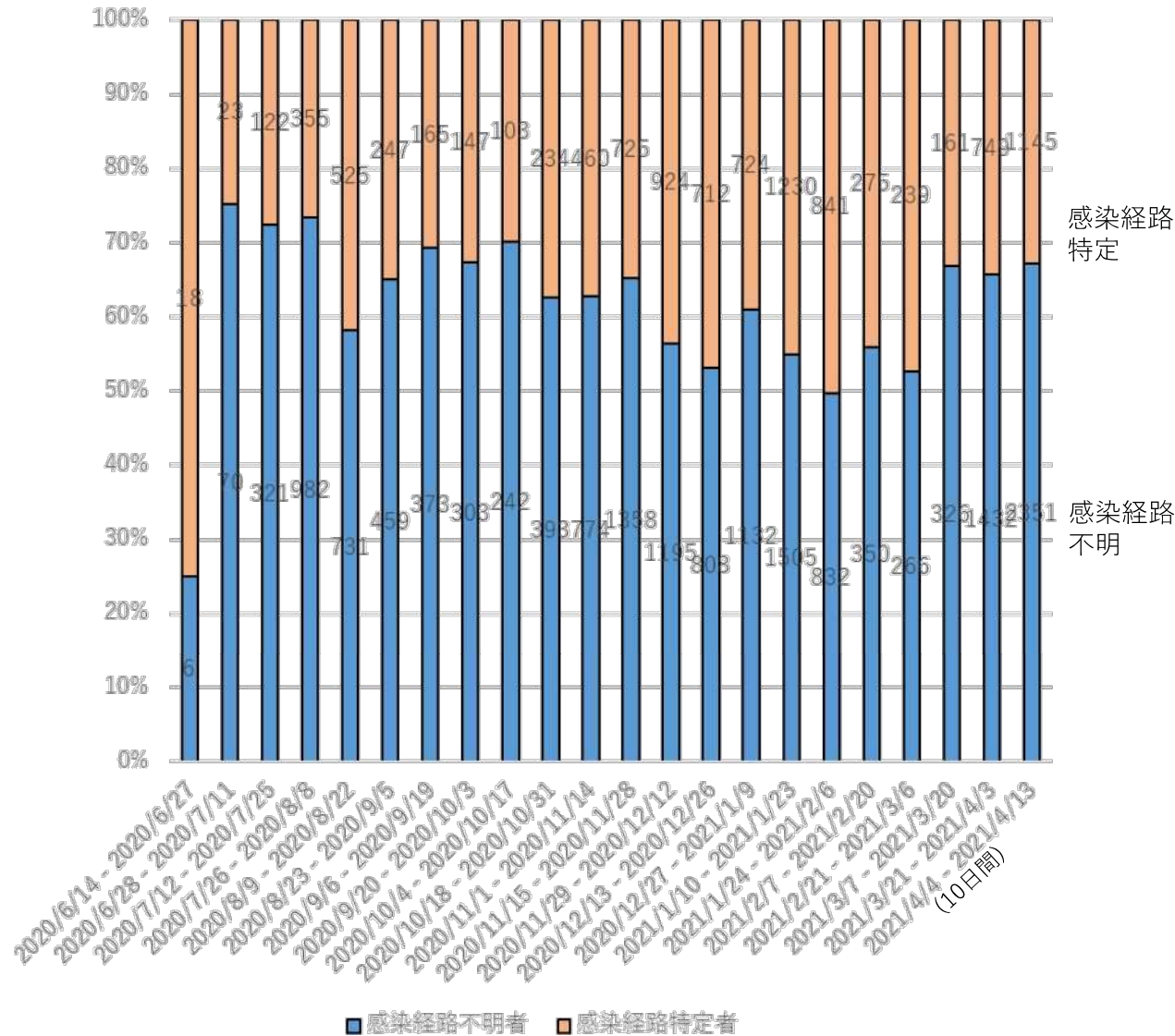


# 陽性者の感染経路の状況（大阪市内外）

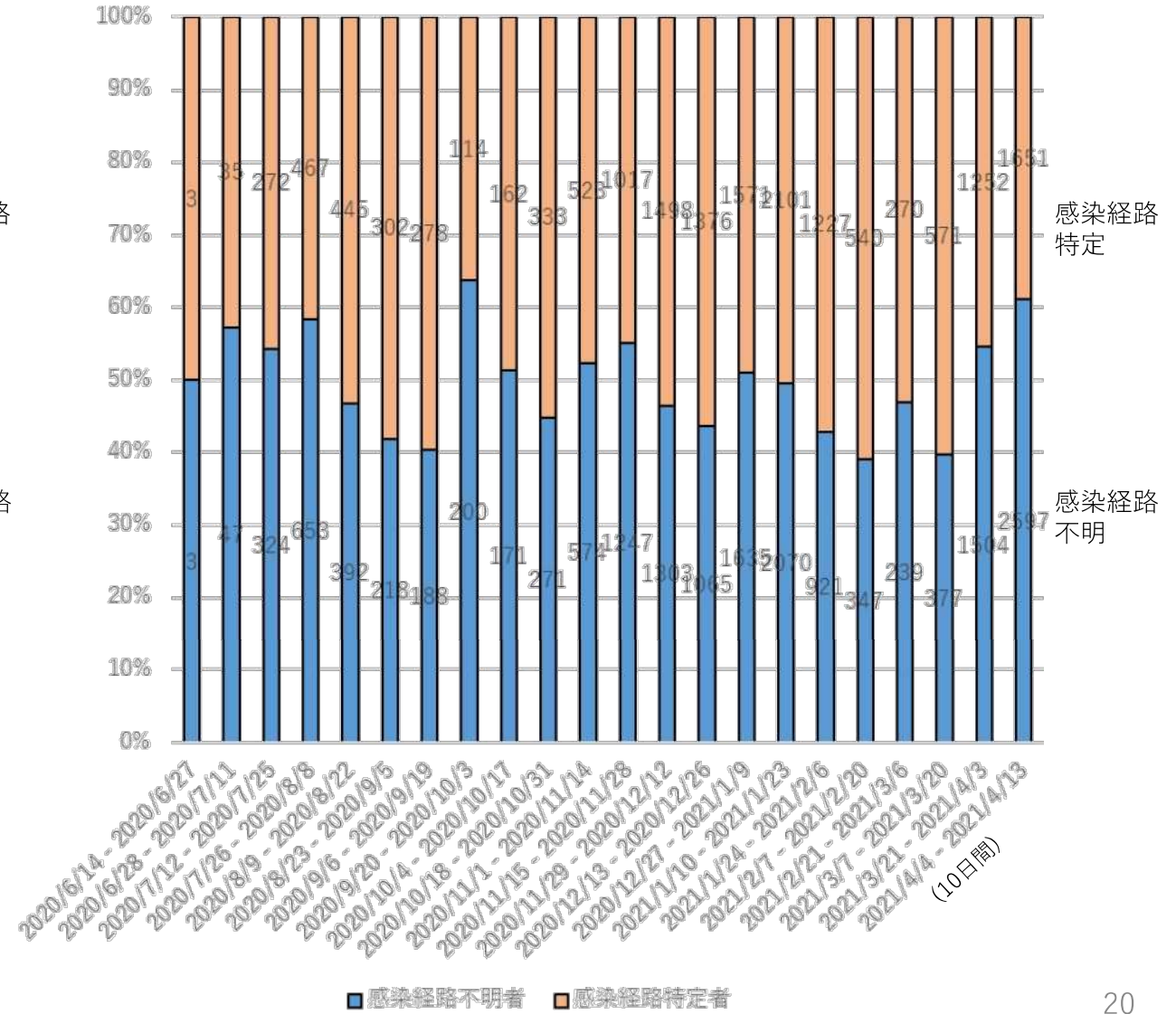
※市内外は居住地による  
 ※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

直近10日間における感染経路不明割合は、市内居住者が7割弱と依然高く、市外居住者も増加し、6割を超過。

感染経路の状況（大阪市内）



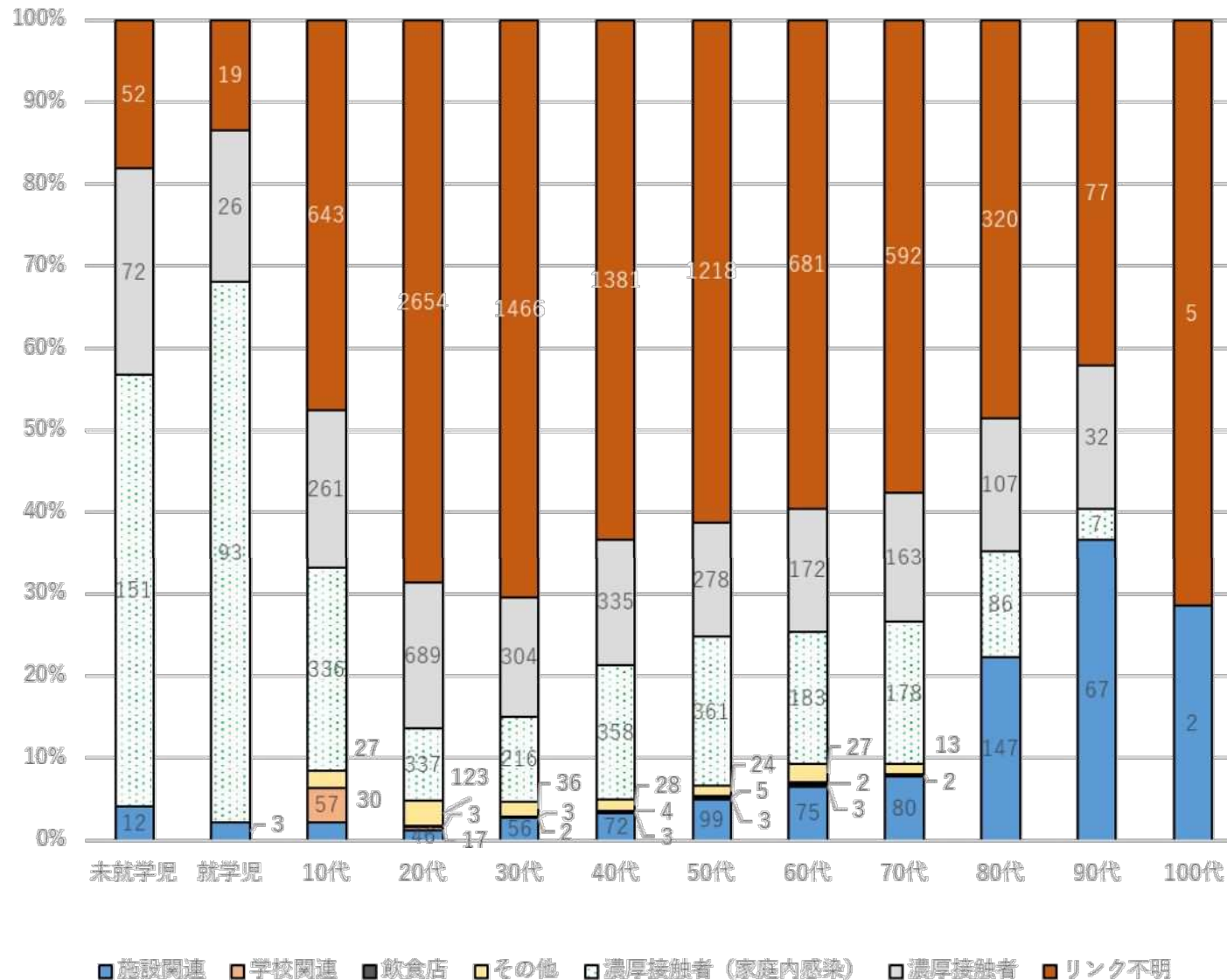
感染経路の状況（大阪市外）



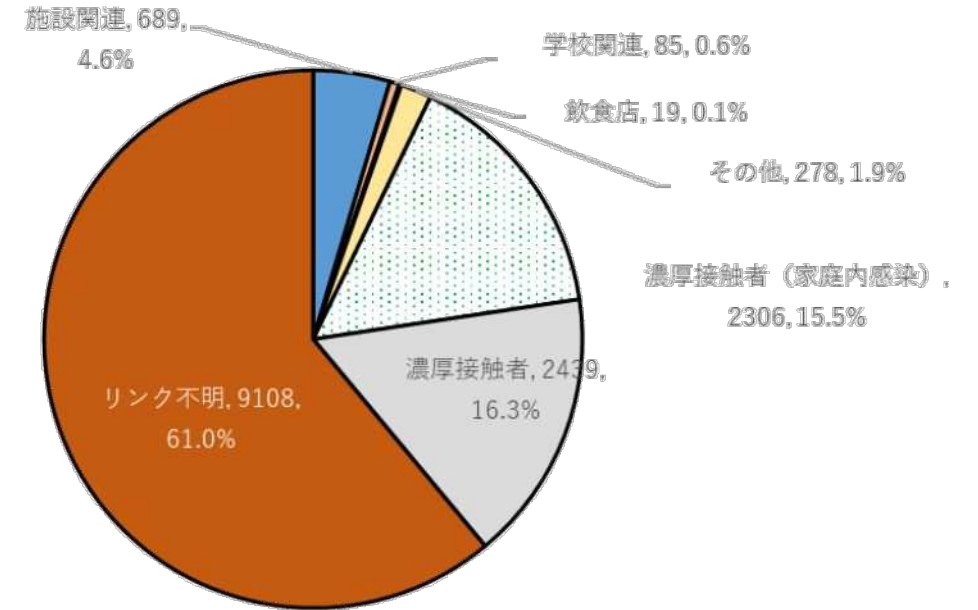
# クラスター発生状況における感染経路（第四波）

（3月1日以降4月13日までに判明した14,924事例の状況）

年代別感染経路



全年代感染経路



< 全年代感染経路 >

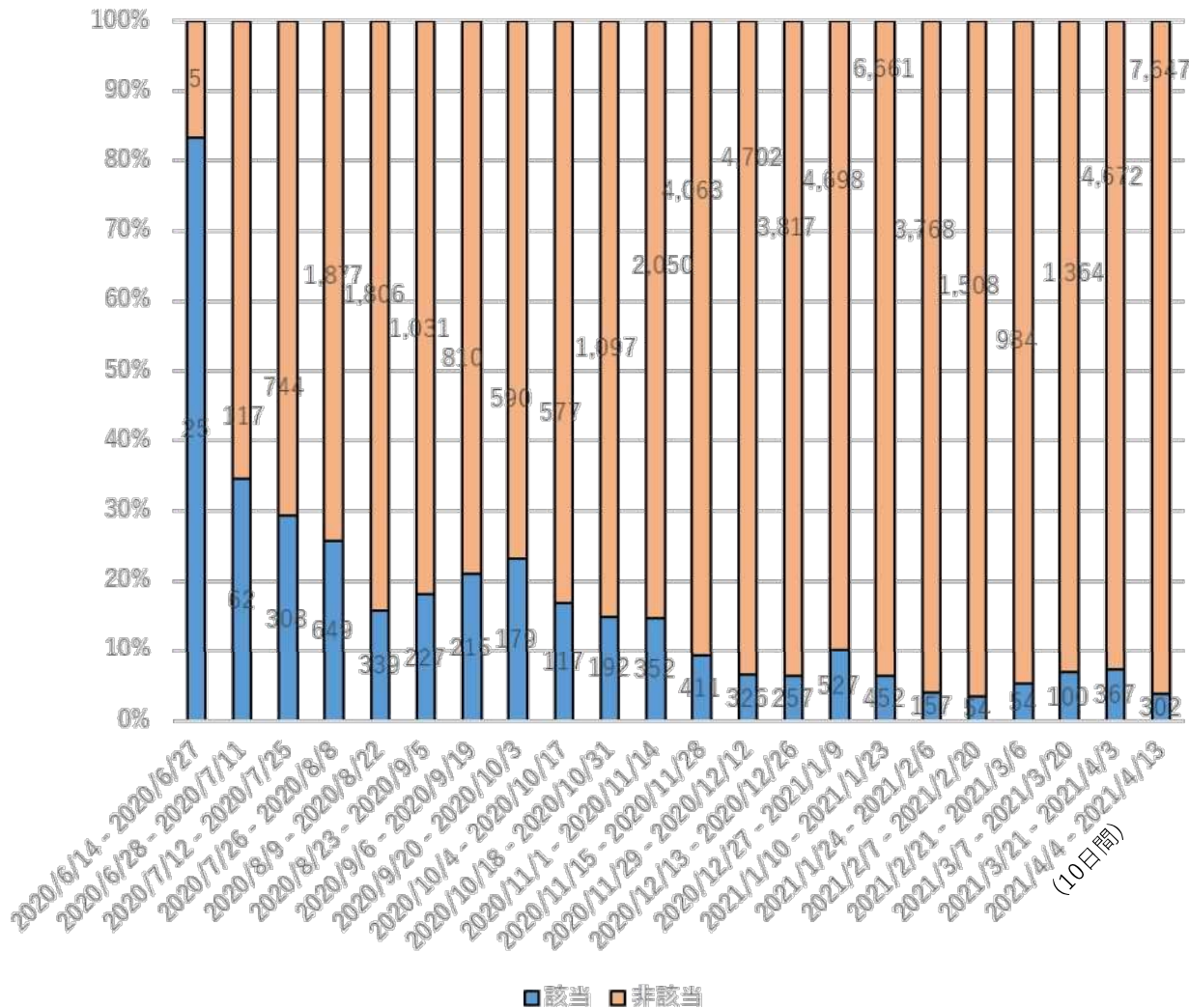
時点	施設関連	学校関連	飲食店	その他	濃厚接触者(家庭内感染)	濃厚接触者	リンク不明
第二波	7.7%	0.5%	0.5%	0.4%	12.3%	18.6%	60.0%
第三波	13.0%	1.2%	0.2%	1.4%	16.7%	14.8%	52.7%
第四波 (4/13まで)	4.6%	0.6%	0.1%	1.9%	15.5%	16.3%	61.0%

# 夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

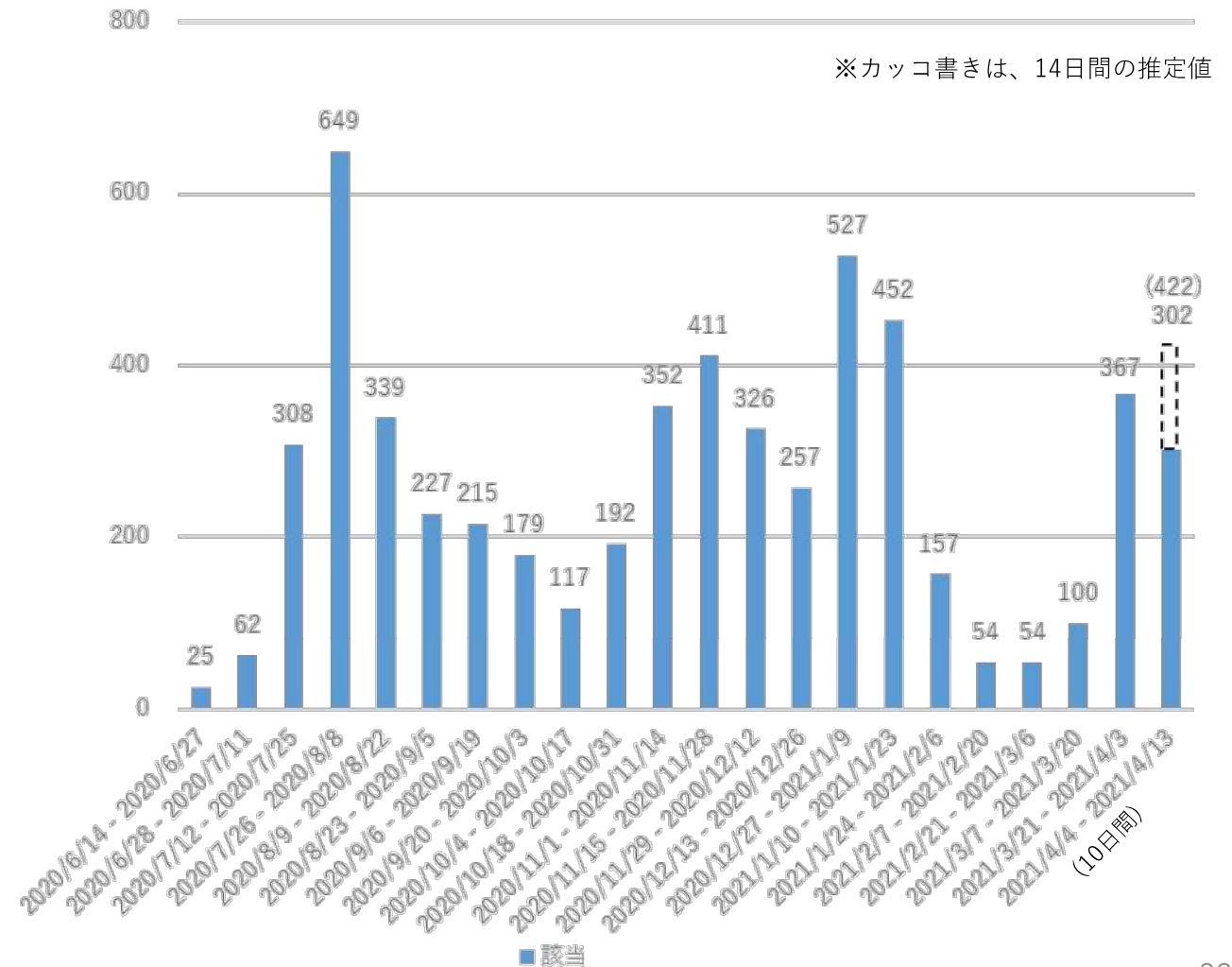
夜の街の関係者及び滞在者の人数は、3月から増加傾向。

（6月14日以降4月13日までに判明した62,046事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：割合）



夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：実数）

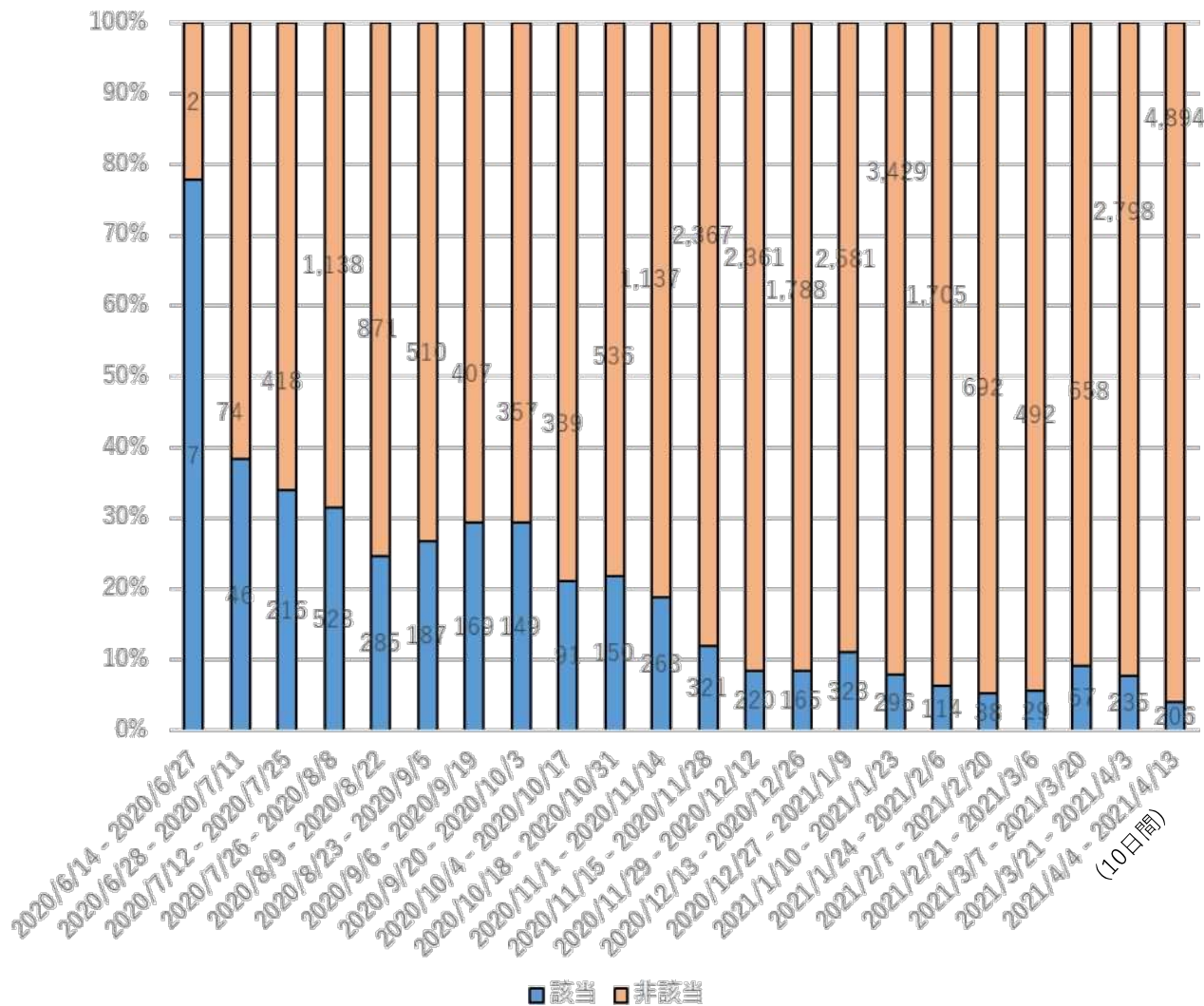


※該当・非該当は本人からの聞き取り情報による<sup>22</sup>

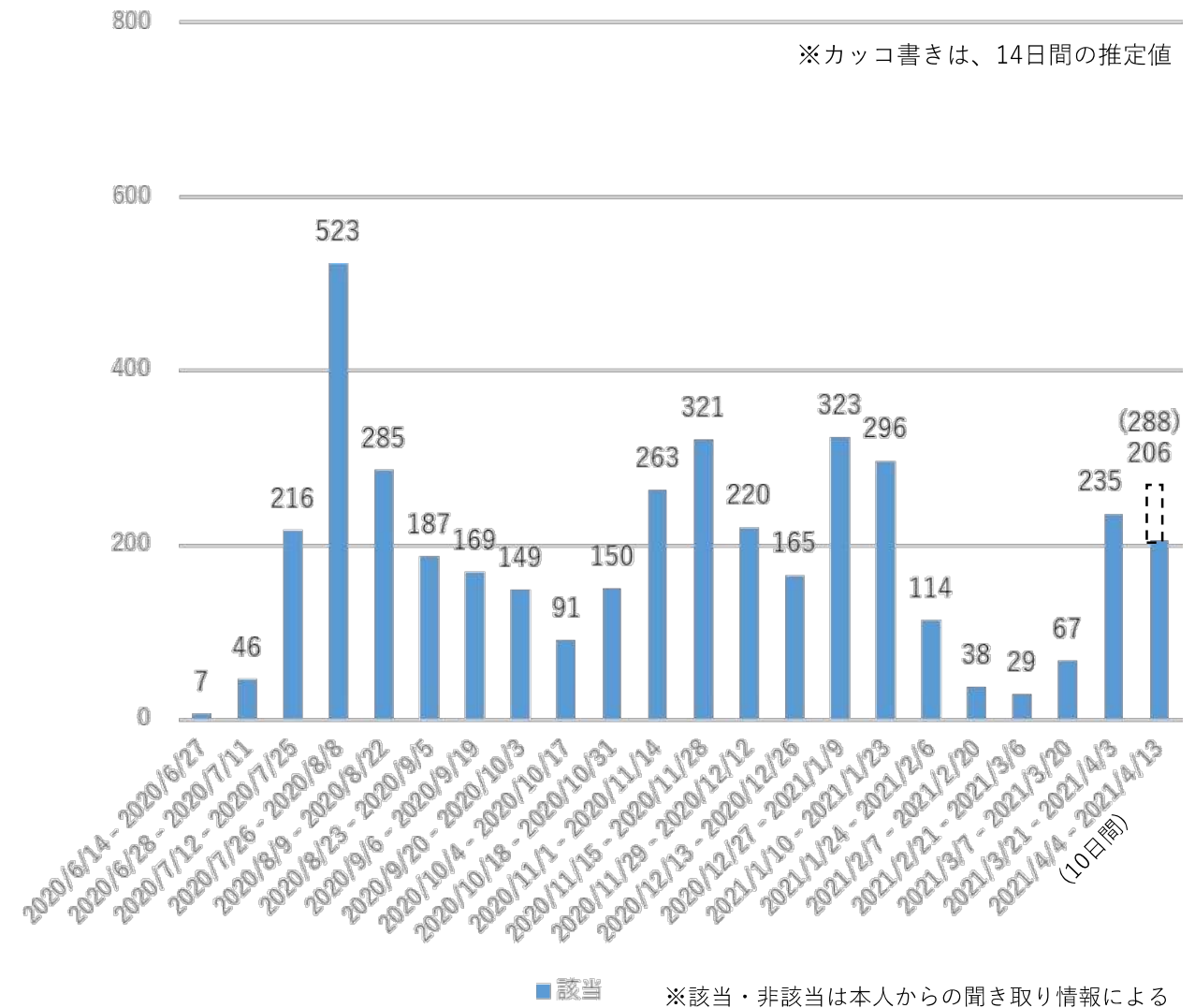
# 夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

（6月14日以降4月13日までに判明した感染経路不明者33,654事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：割合）



夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：実数）



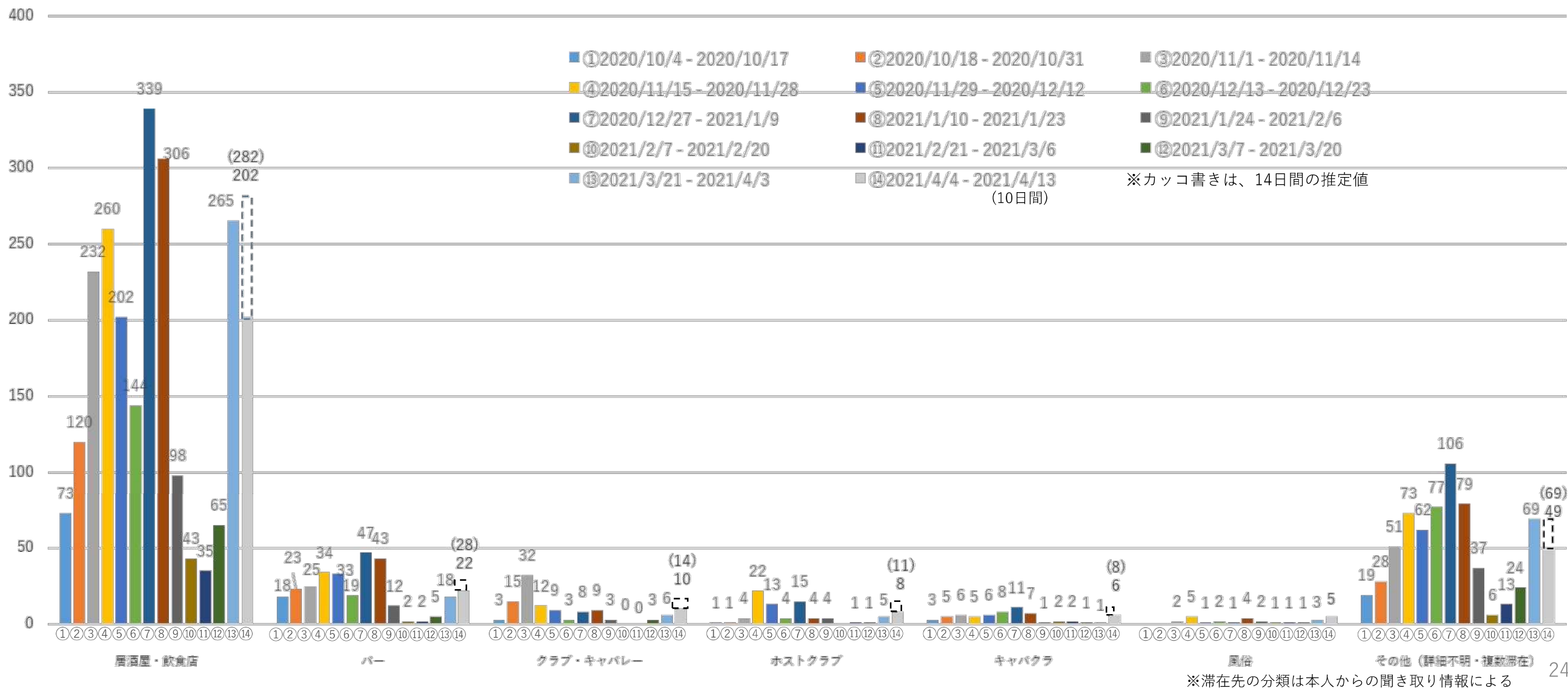
※該当・非該当は本人からの聞き取り情報による



# 夜の街の滞在分類別の状況

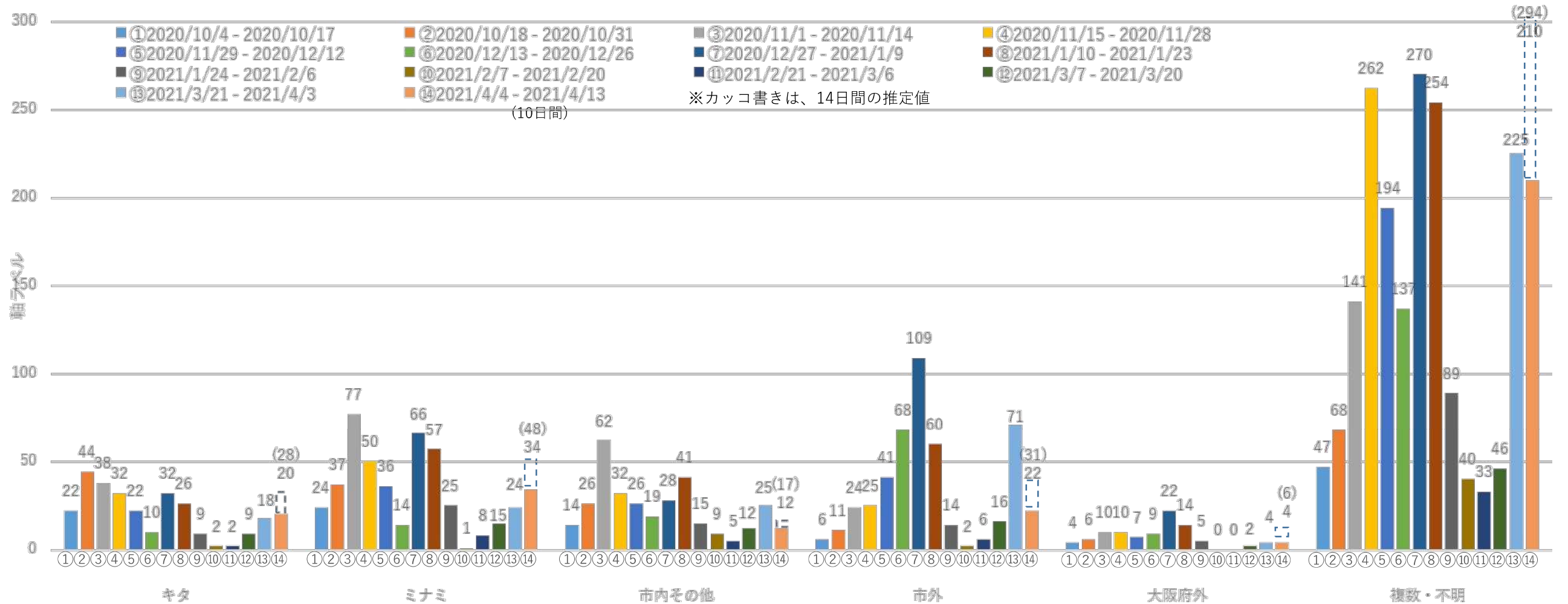
居酒屋・飲食店は、3月より増加に転じていた。

(10月4日以降4月13日までに判明した3,668事例の状況)



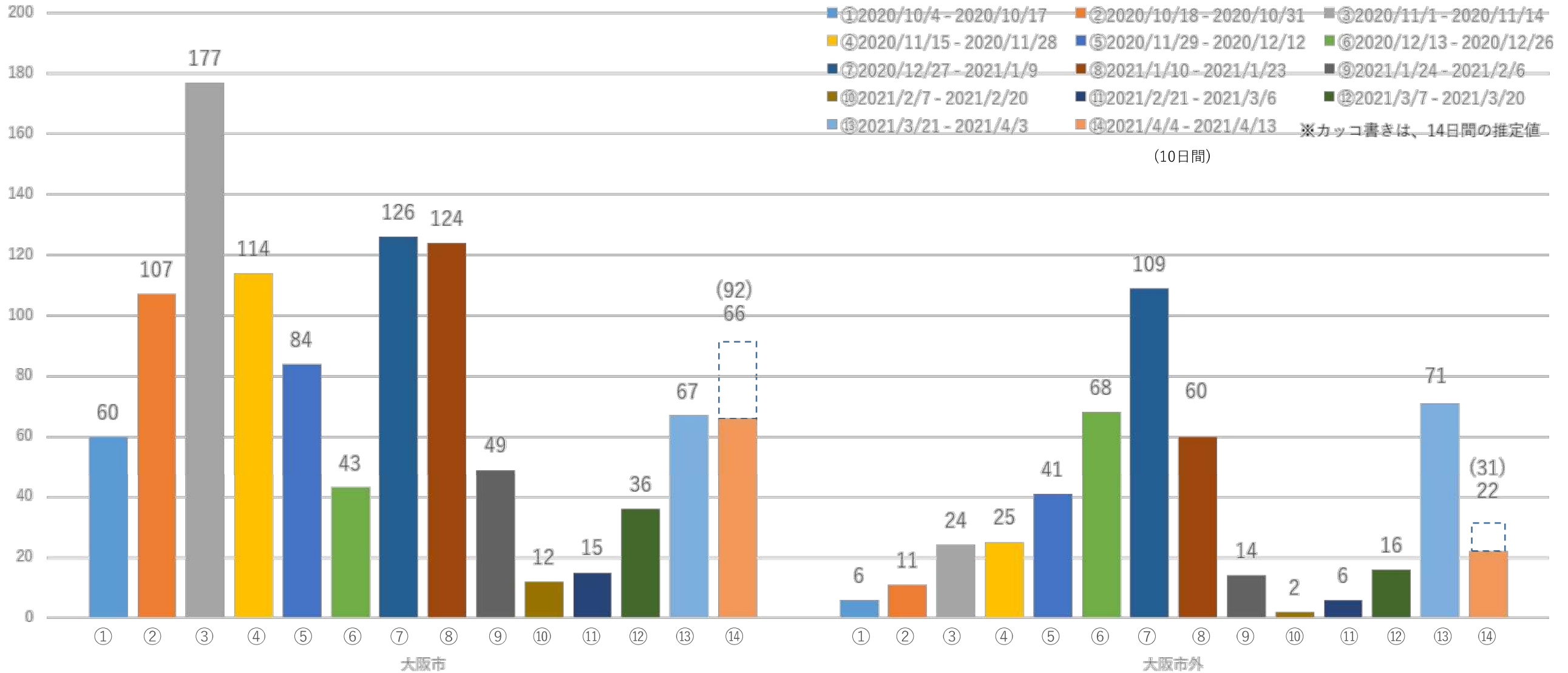
# 夜の街の滞在エリア別の状況

(10月4日以降4月13日までに判明した3,668事例の状況)



# 夜の街の滞在エリア別の状況

(10月4日以降4月13日までに判明した3,668事例の状況)



# 変異株PCRの実施率及び陽性率

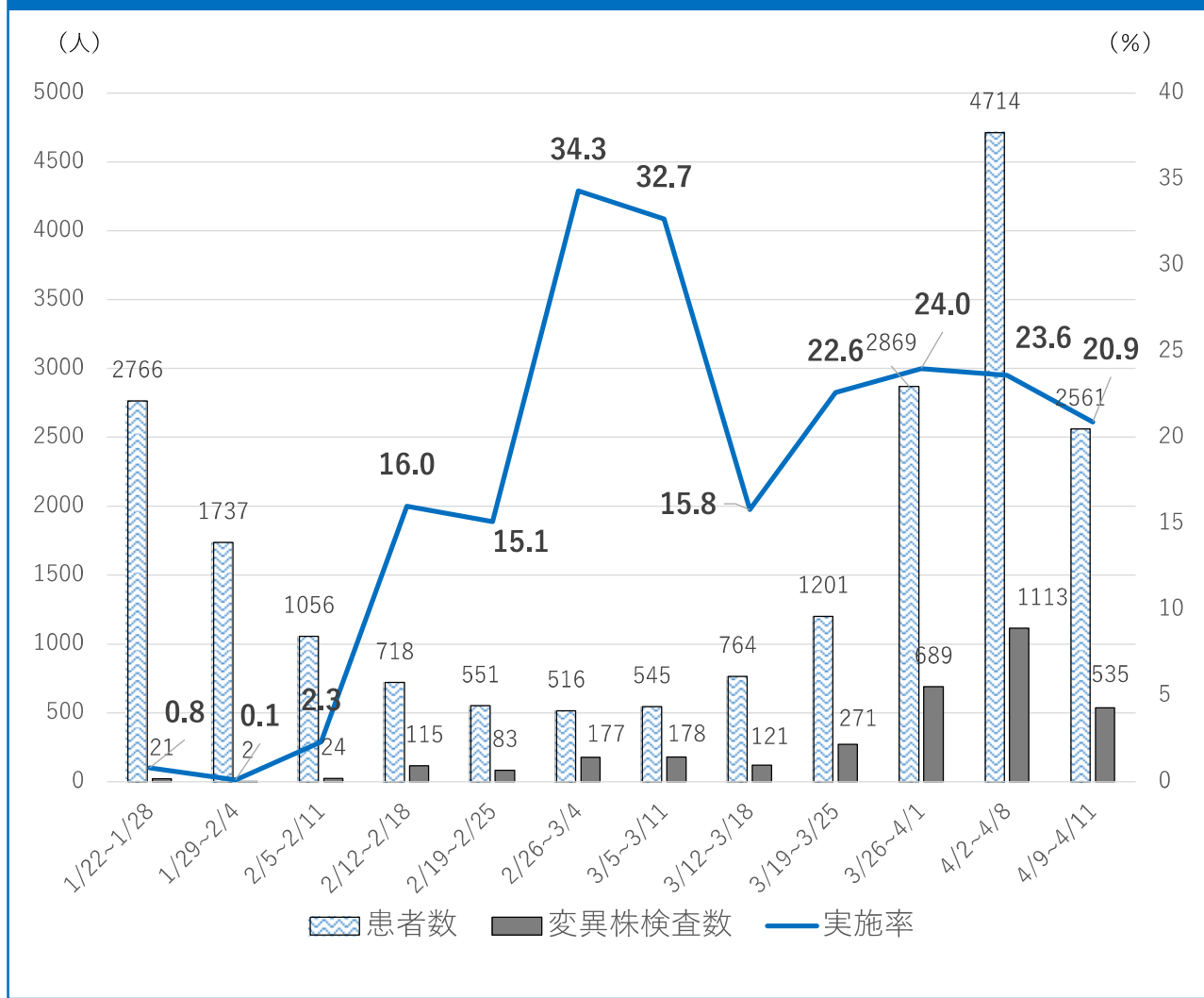
資料 1 - 2

- 患者数は当該週に公表された人数、変異株検査数及び陽性数は当該週に結果判明した件数として、変異株PCR検査の実施率及び陽性率を算出。
- 変異株PCR検査件数は、府が民間検査機関等※<sup>1</sup>に委託している検査の他、厚生労働省が民間検査機関※<sup>2</sup>と契約し変異株PCRを実施した件数も含む。

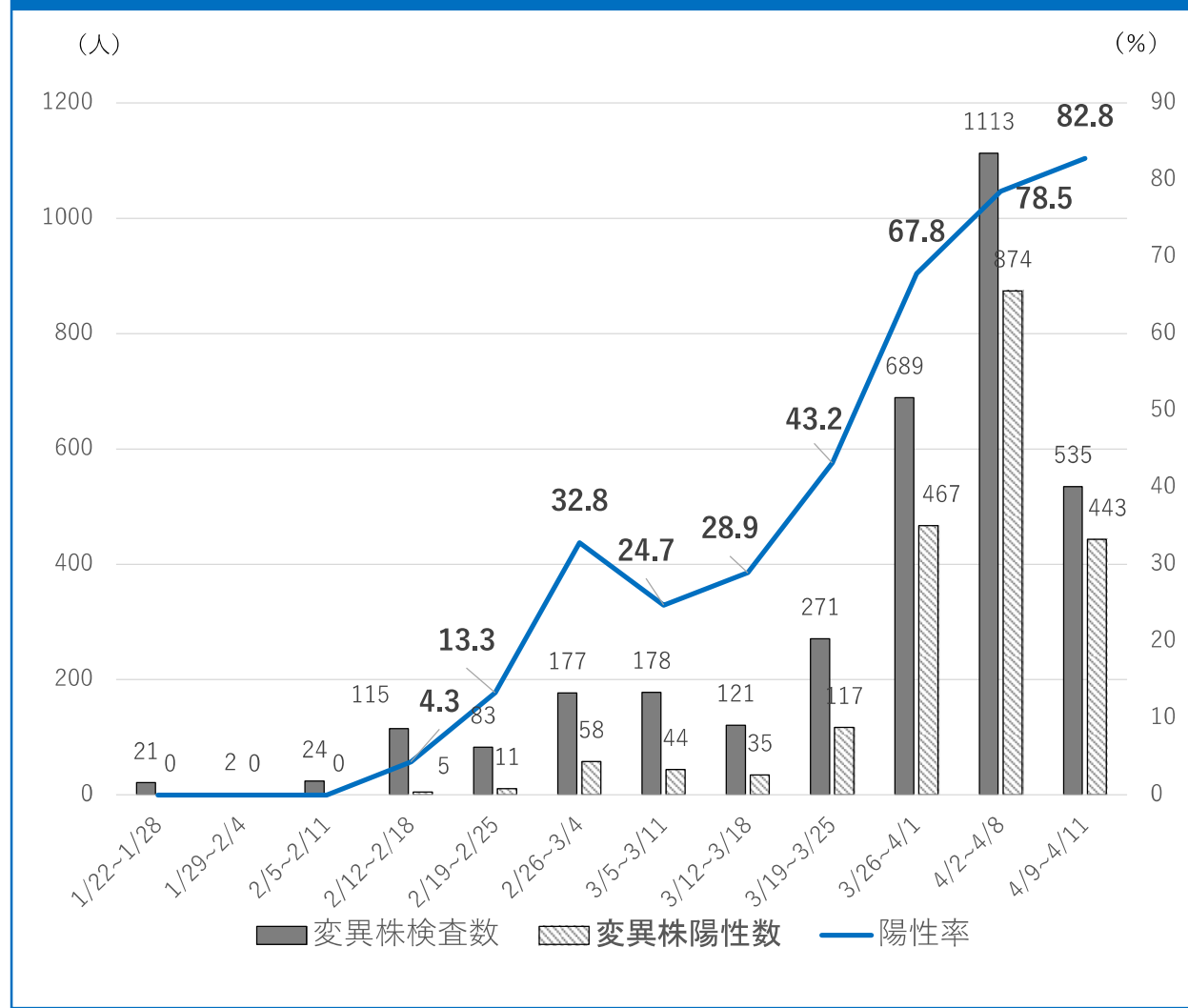
※1：地方衛生研究所、阪大微生物病研究会、病院（1月下旬以降、順次拡充。現在、週当たり最大600件程度を実施）

※2：SRL（2/8から報告）、BML（3/26から報告）、LSIメディエンス（4/7から報告）

## 新規患者数及び変異株PCR検査数（実施率）

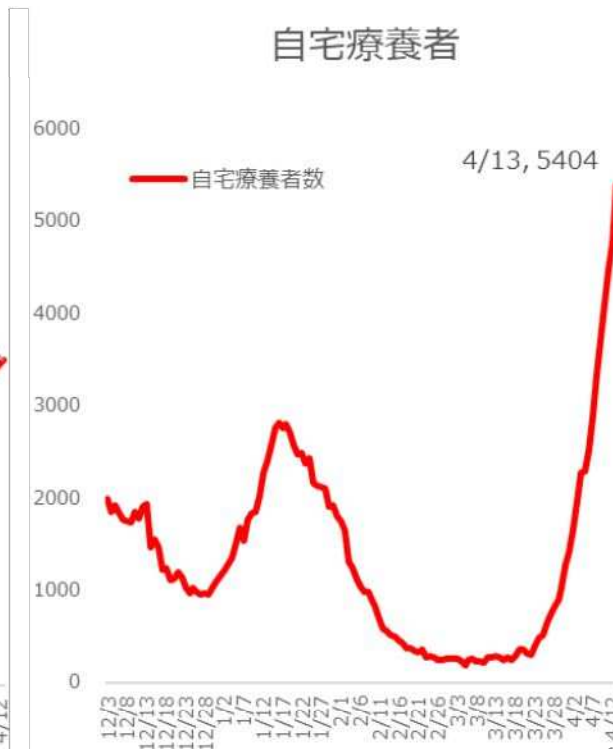
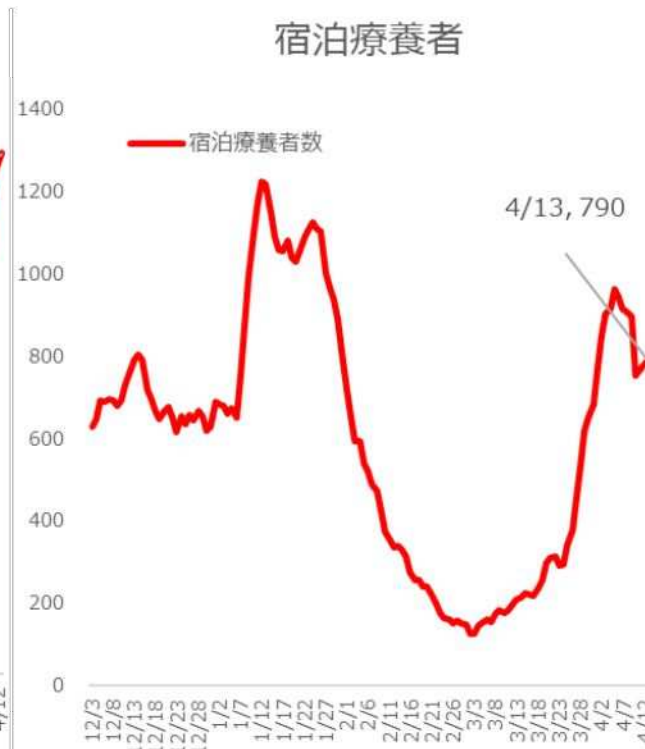
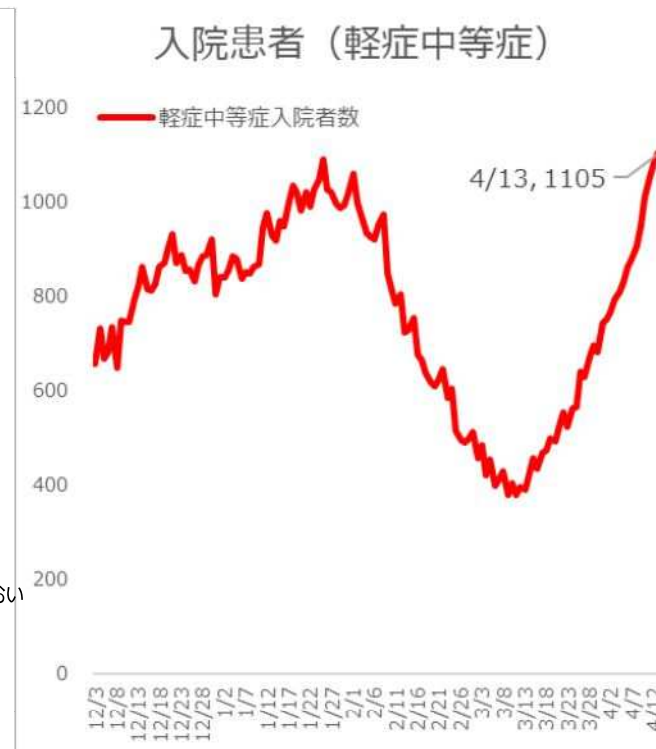
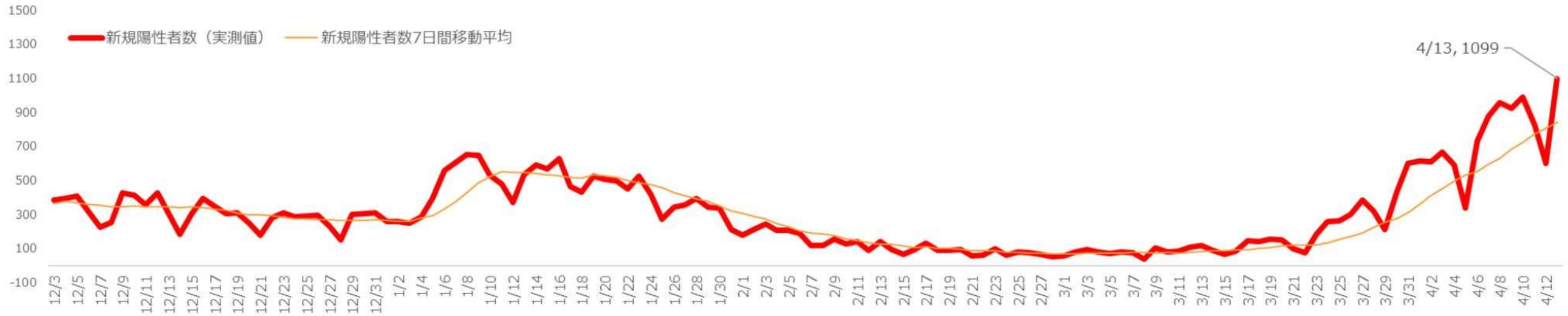


## 変異株PCR検査数のうち陽性割合（陽性率）



# 新規陽性者数と入院・療養者数（4月13日時点）

資料 1 - 3



※重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている数を含む。

# 入院・療養状況(4月13日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等	確保数227床※ ※病床確保計画の確保病床数(224床)を上回って確保した病床数を含む。 ※大阪モデルの重症病床使用率は、病床確保計画の確保病床数224床で算出	確保数1,781床	2,416室	
入院・療養者数 (別途、自宅療養 5,404人)	213人※ ※上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数20人 (計 重症者数 233人)	1,125人※ ※左記20人を含む	790人	
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)	93.8% (213 / 227)	63.2% (1,125 / 1,781)	32.7% (790 / 2,416)	
(運用率：入院・療養者数 ／実運用病床・室数)	93.8% (213 / 227) うち、大阪コロナ重症センター (16 / 16)	67.2% (1,125 / 1,673)	32.7% (790 / 2,416)	

# 新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

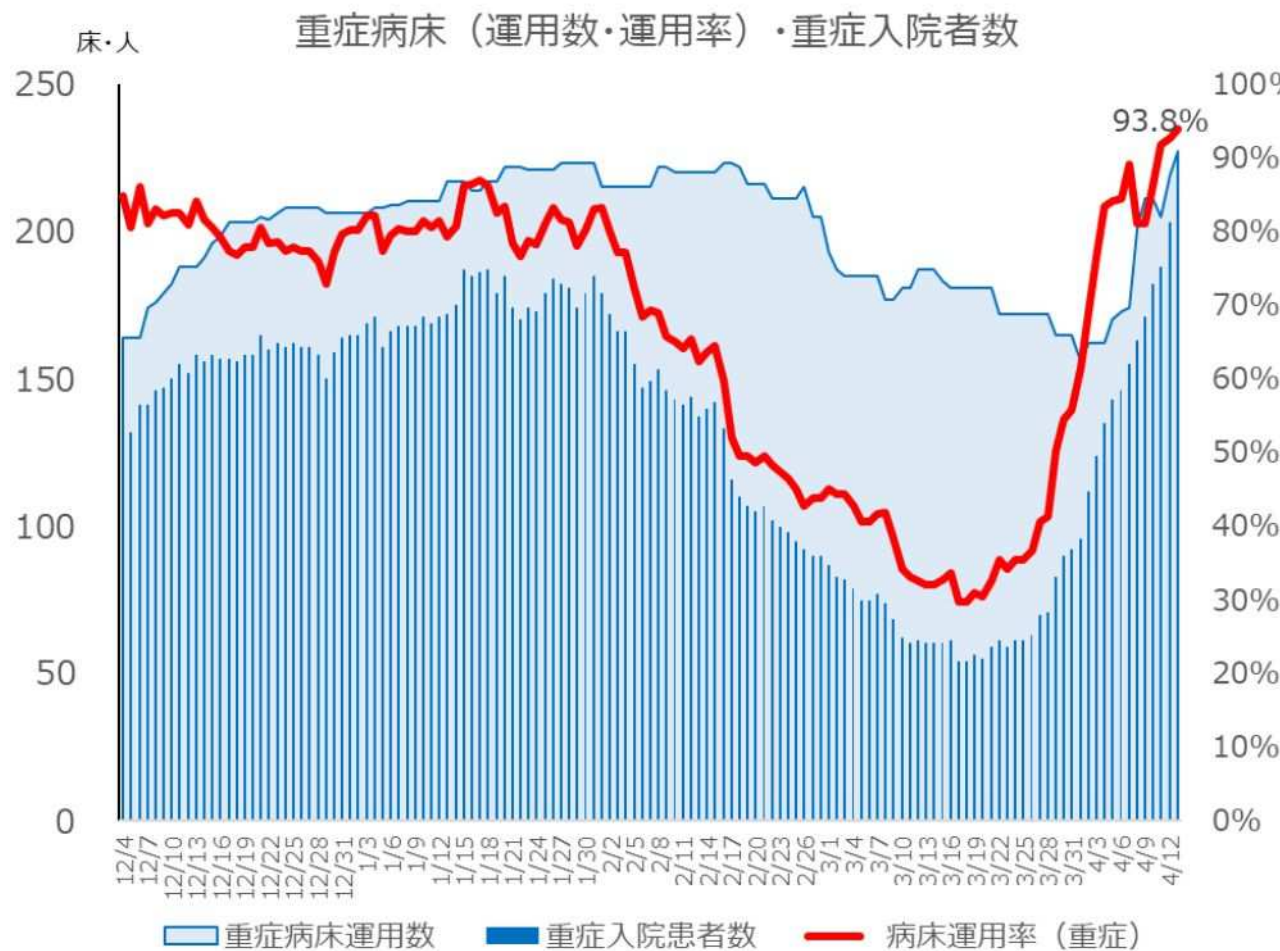
## ● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月13日現在 **病床運用率93.8%**

運用病床数 **227床**※1 入院患者数 **213人**※2

※1 病床確保計画の確保病床数(224床)を上回って確保した病床数を含む。

※2 上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数20人(計 重症者数 233人)



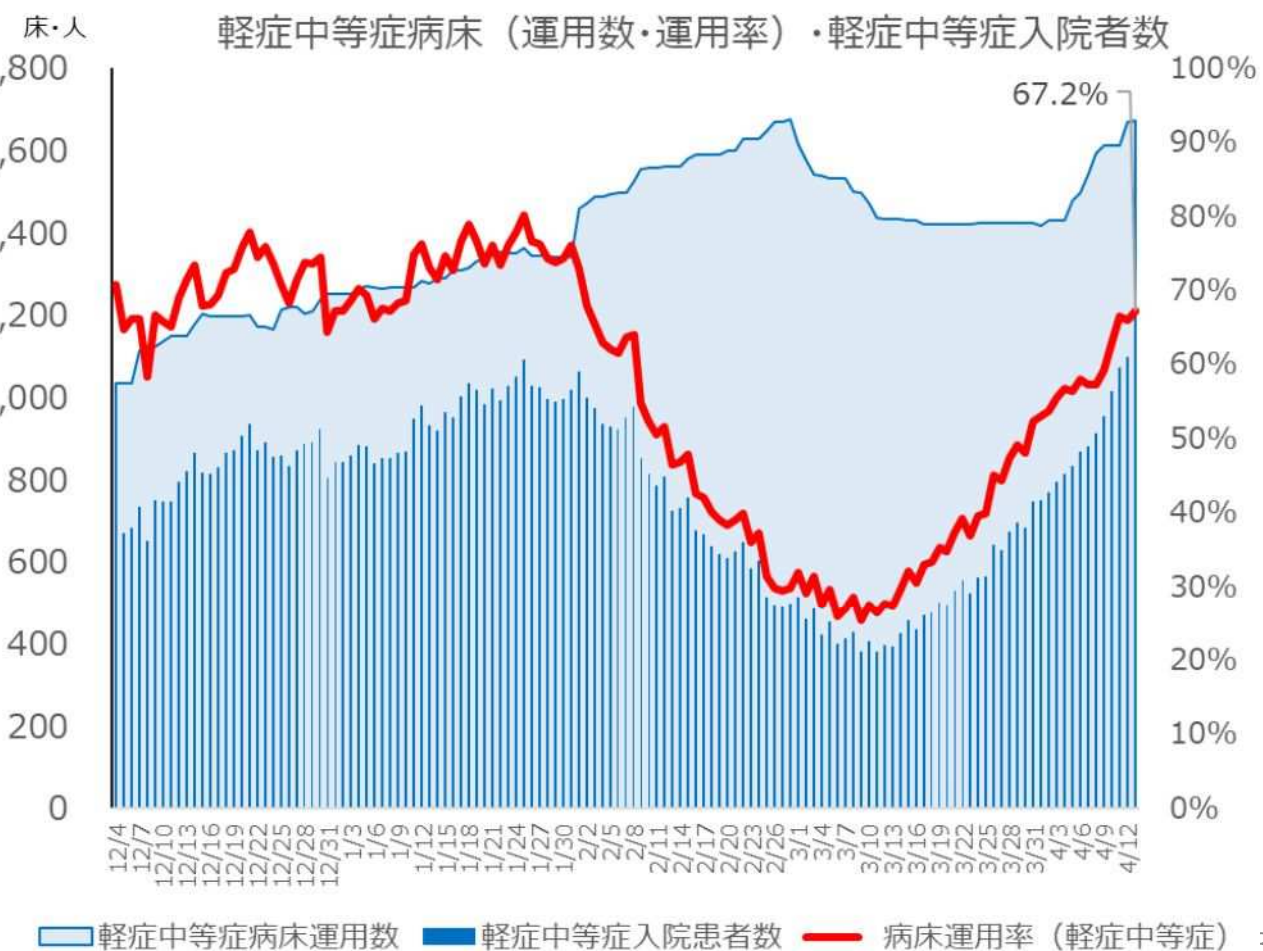
## ● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月13日現在 **病床運用率67.2%**

運用病床数 **1,673床**※1 入院患者数 **1,125人**※2

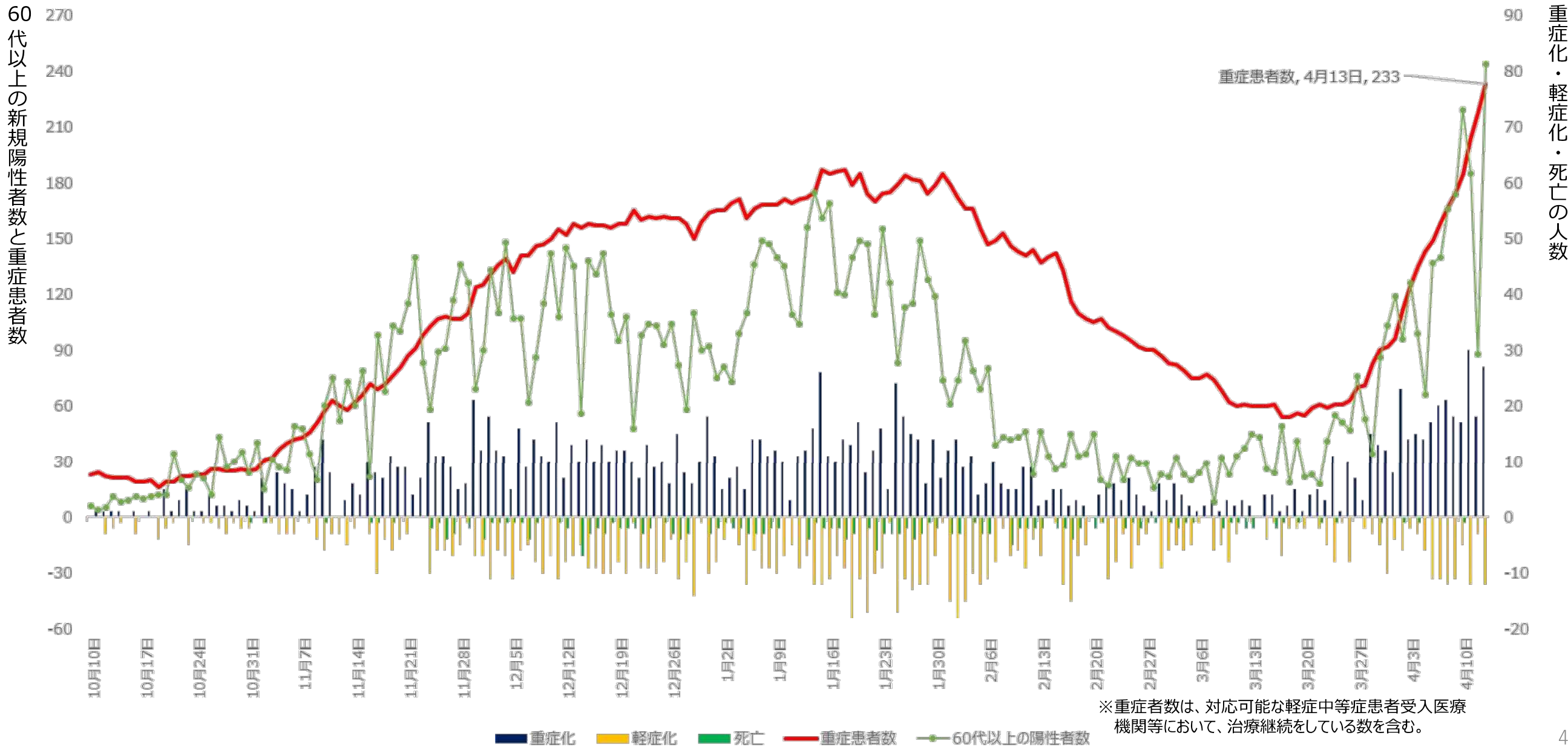
※1 小児・精神患者用病床等約80床含んでおり、一般患者に限ると病床利用率はより高くなっている。

※2 左記20人を含む



# 新規陽性者数と重症者数の推移

60代以上の新規陽性者数と重症患者数の推移（報道提供日ベース）



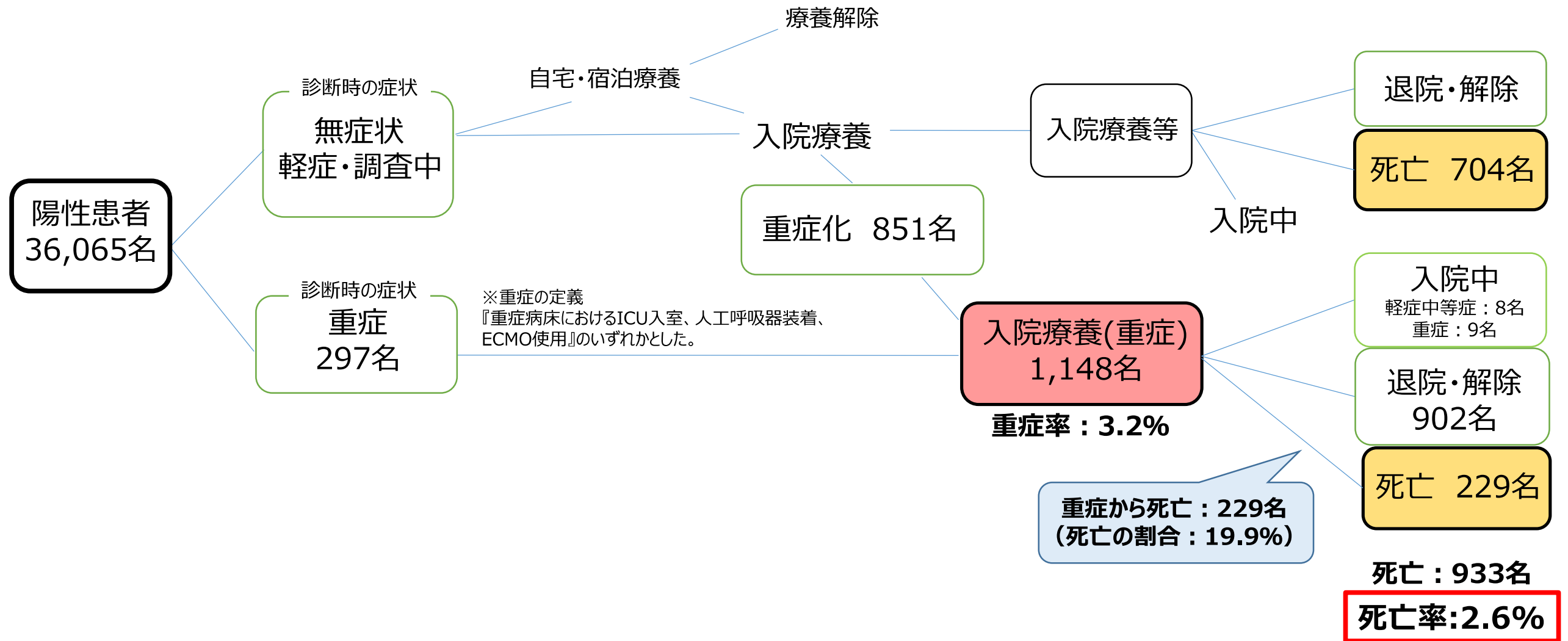




# 【第三波】重症及び死亡事例のまとめ（令和3年4月13日時点）

※死亡率：新規陽性者に占める死亡者の割合

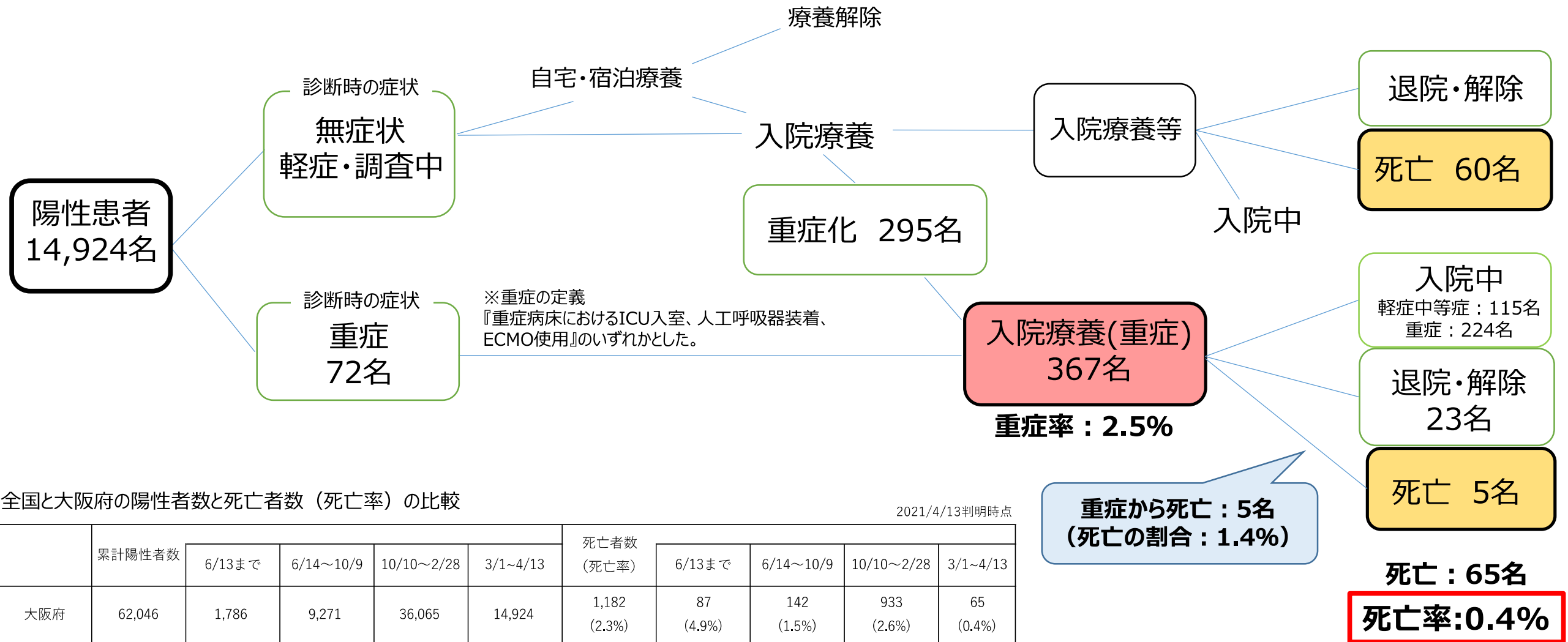
## 重症及び死亡例の経過



# 【第四波】重症及び死亡事例のまとめ（令和3年4月13日時点）

※死亡率：新規陽性者に占める死亡者の割合

## 重症及び死亡例の経過



## 全国と大阪府の陽性者数と死亡者数（死亡率）の比較

2021/4/13判明時点

	累計陽性者数	陽性者数				死亡者数 (死亡率)	死亡者数			
		6/13まで	6/14~10/9	10/10~2/28	3/1~4/13		6/13まで	6/14~10/9	10/10~2/28	3/1~4/13
大阪府	62,046	1,786	9,271	36,065	14,924	1,182 (2.3%)	87 (4.9%)	142 (1.5%)	933 (2.6%)	65 (0.4%)
全国	506,272	17,179	70,012	343,342	75,739	9,422 (1.9%)	925 (5.4%)	698 (1.0%)	6,262 (1.8%)	1,537 (2.0%)

※チャーター機帰国者、クルーズ船乗客、空港検疫は含まれていない

※全国は厚生労働省公表資料（4/13の国内の発生状況）より集計。

※重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている数を含む。

# 【第四波の特徴 療養状況】重症者のまとめ（令和3年4月13日時点）

## 第三波（10/10～2/28）

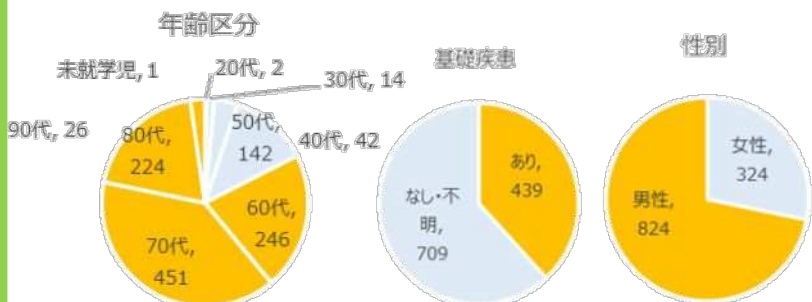
新規陽性者数	36,065
(再掲)40代以上(割合)	20,628(57.2%)
(再掲)60代以上(割合)	10,783(29.9%)
重症者数	1,148
死亡	229
退院・解除	902
入院中（軽症）	8
入院中（重症）	9

### ■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.5% (1,131/20,628)
- ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：8.8%(947/10,783)
- ③全陽性者数に占める重症者の割合：3.2%(1,148/36,065)

### ■発症から重症化するまでの日数

(全体) 平均±標準偏差：7.86±4.72、中央値：8  
 (60代以上) 平均±標準偏差：7.83±4.84、中央値：8



平均年齢：66.1歳、60代以上の割合：82.5%

## 第四波（3/1以降）

新規陽性者数	14,924
(再掲)40代以上(割合)	7,190(48.2%)
(再掲)60代以上(割合)	3,021(20.2%)
重症者数	367
死亡	5
退院・解除	23
入院中（軽症）	115
入院中（重症）	224

### ■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：4.9%(351/7,190)
- ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：8.1%(244/3,021)
- ③全陽性者数に占める重症者の割合：2.5%(367/14,924)

### 【再掲】3月1日から3月14日

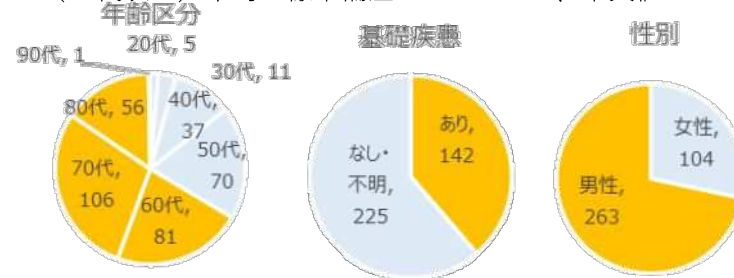
- ①5.0%(36/717)、②6.9%(27/394)、③3.0%(36/1184)

### 【再掲】3月15日から4月13日

- ①4.9%(315/6473)、②8.3%(217/2627)、③2.4%(331/13740)

### ■発症から重症化するまでの日数

(全体) 平均±標準偏差：7.26±3.88、中央値：7  
 (60代以上) 平均±標準偏差：7.20±4.18、中央値：7



平均年齢：60.7歳、60代以上の割合：66.5%

## 【再掲】変異株陽性者

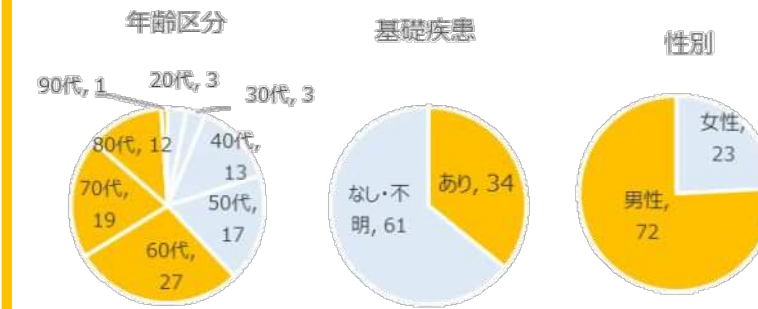
変異株スクリーニング陽性者数	1,937
(再掲)40代以上(割合)	830(42.8%)
(再掲)60代以上(割合)	317(16.4%)
重症者数	95
死亡	1
退院・解除	4
入院中（軽症）	36
入院中（重症）	54

### ■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：10.7%(89/830)
- ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：18.6%(59/317)
- ③全陽性者数に占める重症者の割合：4.9% (95/1,937)

### ■発症から重症化するまでの日数

(全体) 平均±標準偏差：6.64±3.65、中央値：6.5  
 (60代以上) 平均±標準偏差：6.58±4.11、中央値：6



平均年齢：58歳、60代以上の割合：62.1%

※重症者数は、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている数を含む。

## 【第四波の特徴 療養状況】重症者のまとめ（令和3年4月13日時点）

- 第四波は第三波と比べ、発症から重症化するまでの日数が7日と1日短く、変異株陽性者についてはさらに短い（6日）。
- 変異株陽性者は、現時点では、母数の少なさ等から、従来株との単純比較は困難であるが、重症化率は、従来株と比べて高い傾向。

		第三波	第四波 (前半3/1~3/14)	第四波 (3/15~4/13)	【再掲】変異株陽性者
重症者の割合	40代以上の陽性者に占める重症者の割合	5.5%	5.0%	4.9%	10.7%
	60代以上の陽性者に占める重症者の割合	8.8%	6.9%	8.3%	18.6%
	全陽性者に占める重症者の割合	3.2%	3.0%	2.4%	4.9%
発症から重症化するまでの日数 (中央値)	全体	8日	7日		6.5日
	60代以上	8日	7日		6日
重症者数に占める50代以下の割合		17.5%	33.5%		37.9%

# 新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

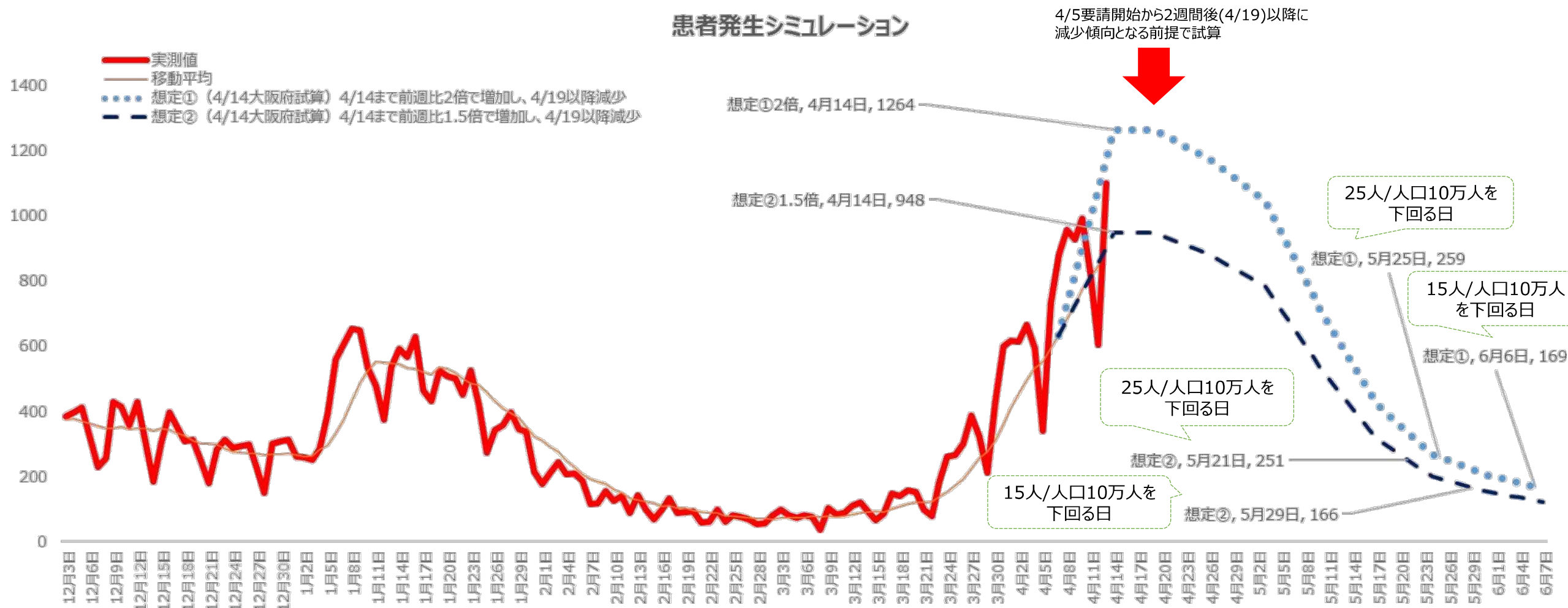
資料 1 - 4

■ 4/7の新規陽性者数の移動平均値632を起点に、以下の想定でシミュレーションを実施

想定①：4/14まで前週増加比2.0倍で増加し、4/19（4/5まん延防止等重点措置開始後2週間）以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

想定②：4/14まで前週増加比1.5倍で増加し、4/19（4/5まん延防止等重点措置開始後2週間）以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

※4/14から4/19までは新規陽性者数は横ばいになると仮定。



直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が25（ステージⅣ）を下回る日：想定①5月25日、想定②5月21日

直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が15（ステージⅢ）を下回る日：想定①6月6日、想定②5月29日

# 療養者数のシミュレーション

## 入院患者数（重症）シミュレーション

■以下の想定でシミュレーションを実施。  
 想定①：4/14まで前週増加比2.0倍で増加し、4/19以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

想定②：4/14まで前週増加比1.5倍で増加し、4/19以降第三波（1月中旬以降）と同じ前週比で減少する場合

### 【陽性者数の設定の考え方】

■新規陽性者中の60代以上の陽性者の割合を18%（※1）と設定。

■新規陽性者中の40代・50代の新規陽性者数を28%（※1）と設定。

※1：4月7日時点の新規陽性者中の割合（7日間）

### 【重症率の設定の考え方】

■60代以上の新規陽性者の重症率は9.0%（※2）と設定。

■40代・50代の新規陽性者の重症率は2.1%（※2）と設定。

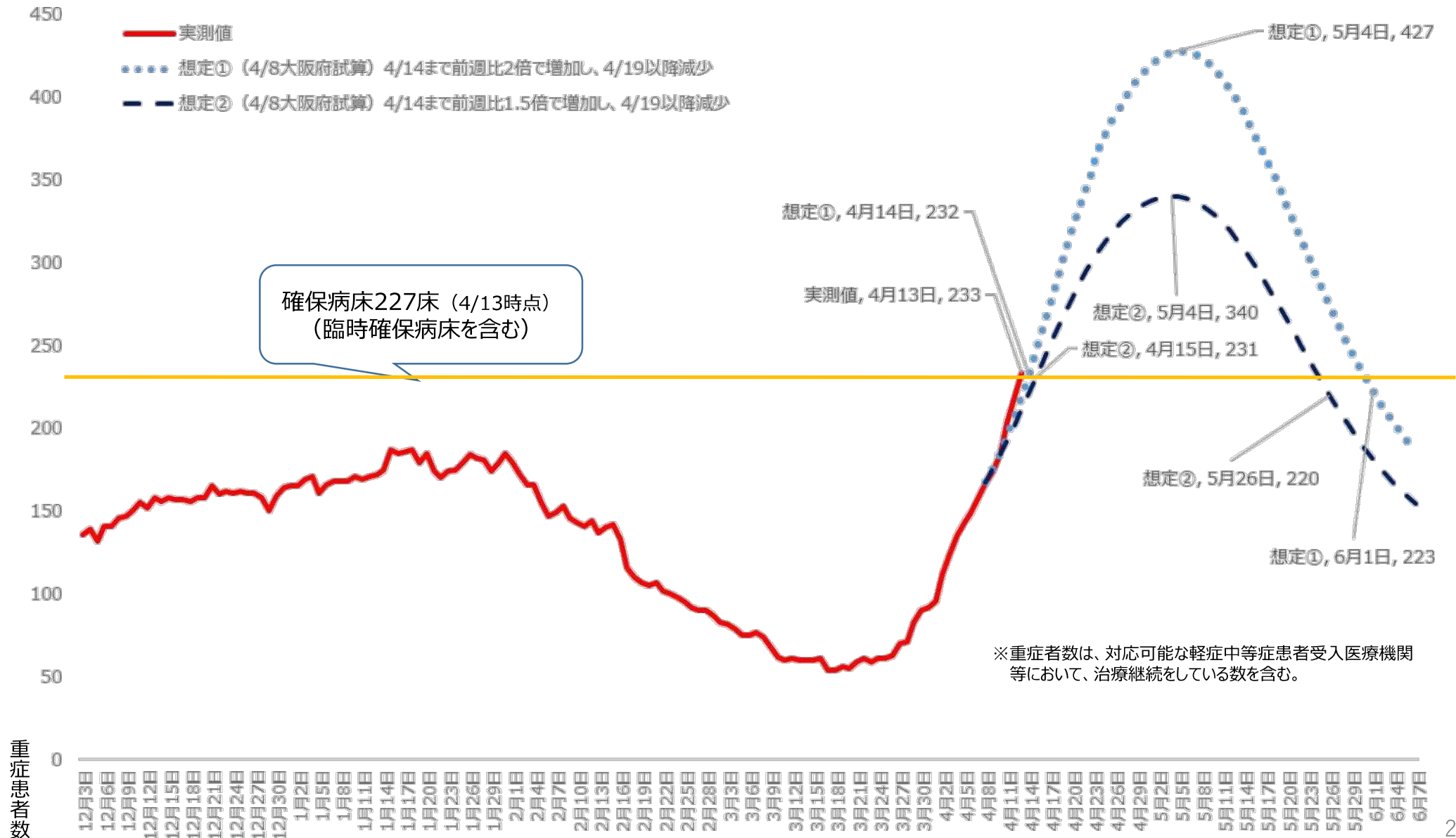
※2：第四波（3/1～4/5）における重症率

### 【療養方法と期間の設定の考え方】

■重症患者以外の陽性者のうち、20%は入院療養、35.7%は宿泊療養、44.4%は自宅療養となる。（第三波実測値）

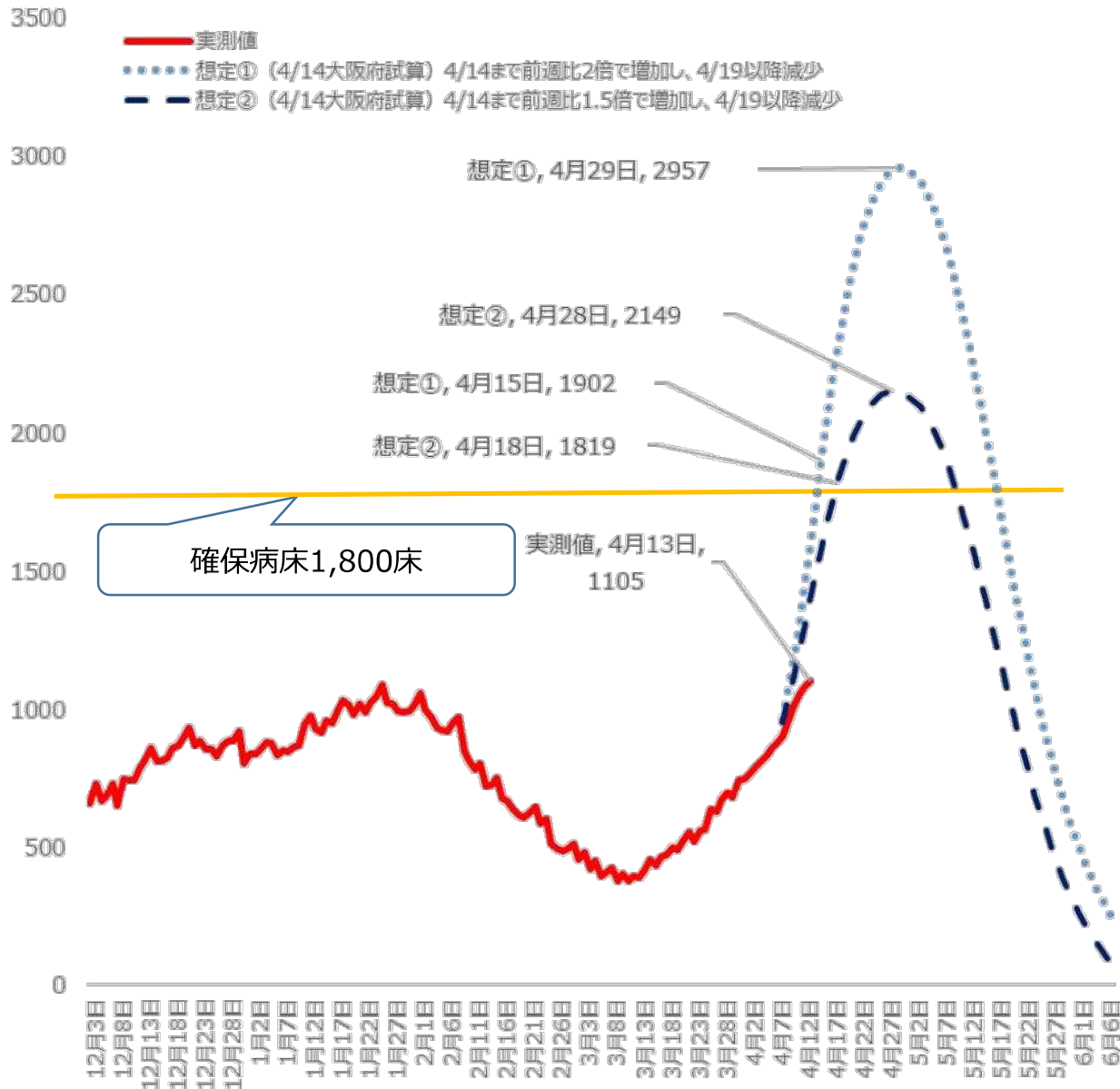
■重症以外の入院療養者は約12日後に退院する。宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除となる。

（第三波（12/21時点）実測値）

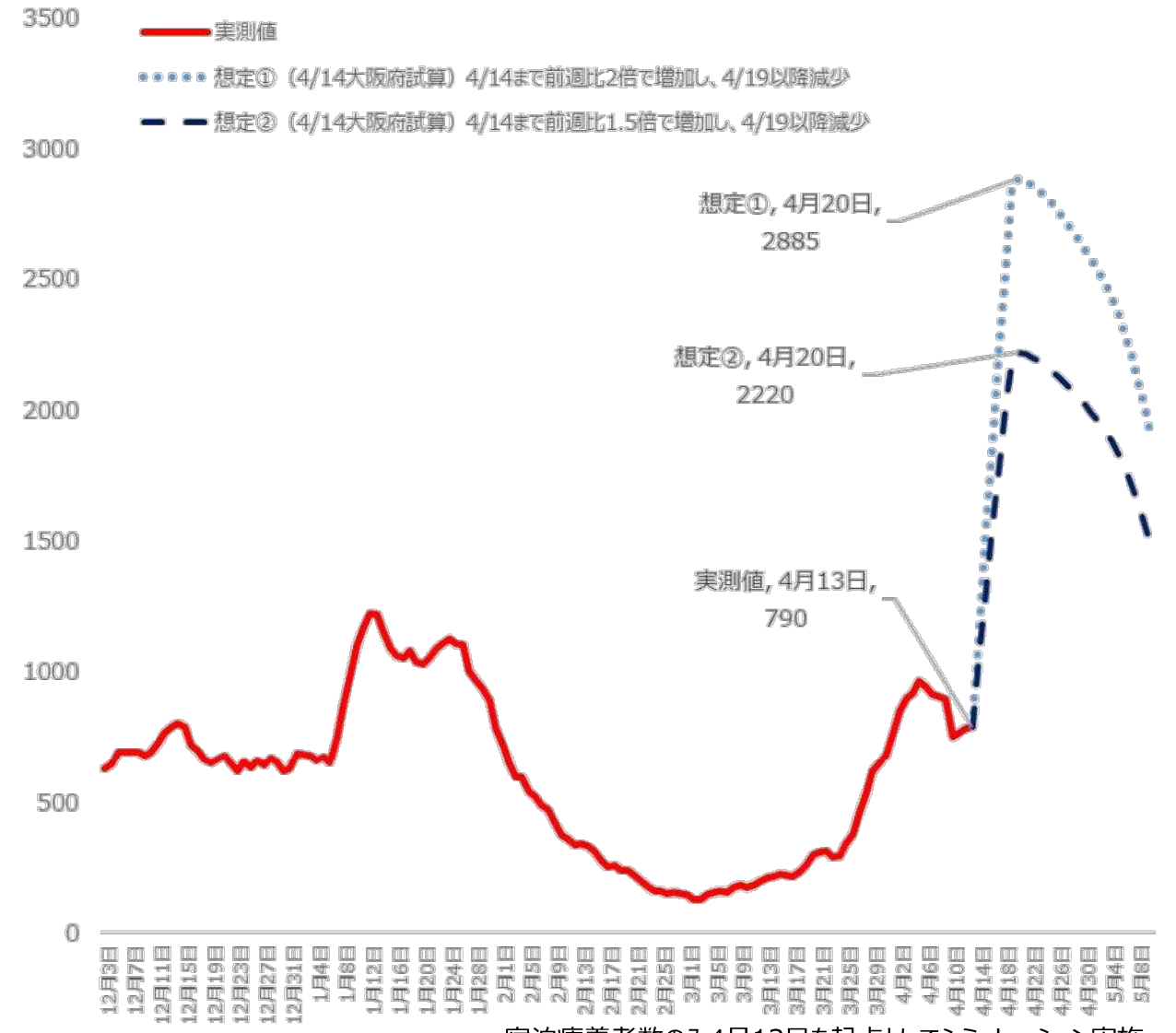


# 療養者数のシミュレーション

## 入院患者数（軽症中等症）シミュレーション



## 宿泊療養者数シミュレーション

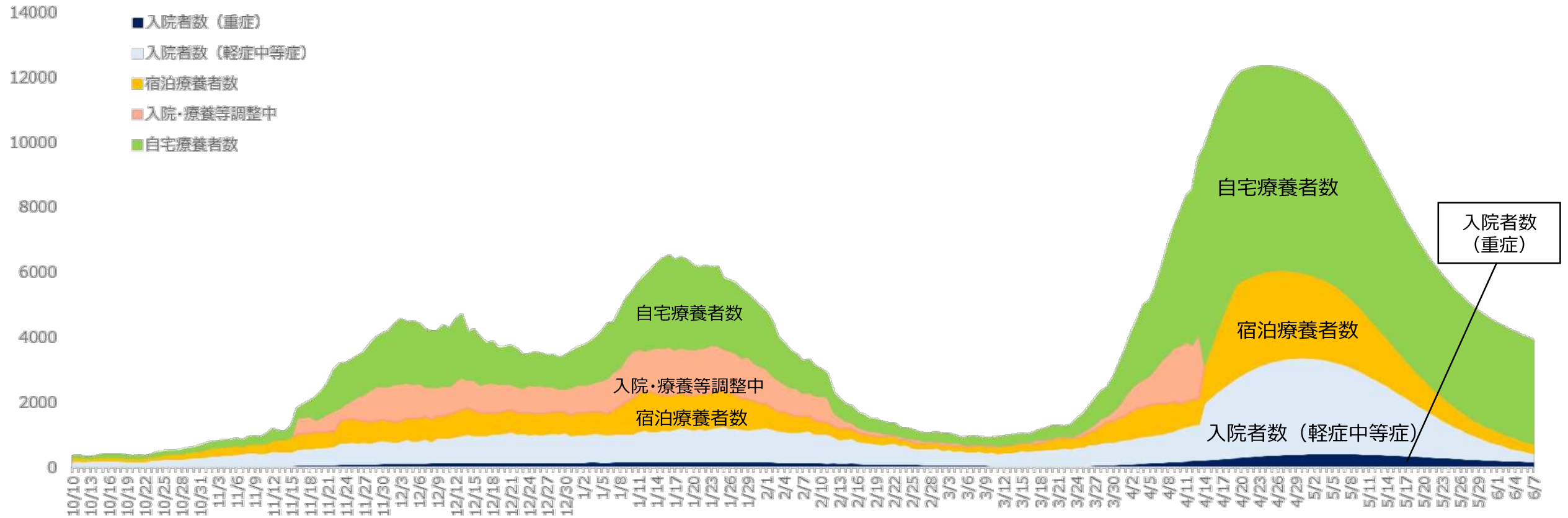


宿泊療養者数のみ4月13日を起点としてシミュレーション実施



# 療養者数のシミュレーション

療養者数（4月14日以降は想定①シミュレーション）



	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
新規陽性者数	1264	1264	1264	1264	1264	1264	1251	1238	1225	1212	1199	1186	1173	1155	1136	1118	1100	1081	1063	1045	997	949	901	853	805	757	709	668	627	586	545	504
入院者数(重症)	232	246	260	275	290	304	319	332	345	357	368	378	388	396	403	409	415	419	422	425	427	427	427	426	424	420	416	411	405	398	391	383
入院者数(軽症中等症)	1750	1902	2044	2178	2303	2419	2523	2615	2695	2764	2822	2869	2907	2933	2950	2957	2957	2949	2934	2914	2882	2840	2788	2726	2657	2579	2494	2404	2310	2211	2108	2002
宿泊療養者数	1164	1527	1880	2222	2555	2860	2885	2873	2858	2839	2815	2787	2755	2722	2687	2650	2611	2571	2529	2485	2431	2366	2292	2207	2112	2006	1891	1778	1667	1560	1455	1352
自宅療養者数	6698	6752	6745	6677	6550	6378	6409	6395	6375	6351	6322	6288	6248	6206	6163	6117	6069	6019	5966	5912	5845	5765	5672	5566	5448	5317	5174	5034	4897	4763	4632	4505
療養者数	9844	10426	10929	11353	11697	11962	12135	12215	12274	12311	12328	12323	12298	12257	12202	12133	12051	11957	11852	11735	11584	11398	11178	10925	10640	10323	9975	9627	9279	8932	8586	8242

## 新規陽性者の発生動向

### (1) 大阪府の発生動向

- 4月13日に過去最多となる**1,099名**を記録し、現時点では感染の鈍化傾向があまり見られない。
- 各年代の新規陽性者数移動平均も増加し続けており、鈍化傾向が見られないことから、**当面、感染は拡大又は収束に転じたとしても、極めて緩やかな収束になるものと考えられる。**
- 3月中旬より、大学生を中心に**学生の陽性者が増加し、春休み終了後も一定規模で発生。新学期が始まり、今後さらに増加の恐れがある。**感染経路としては、**家庭内感染以外の濃厚接触者や感染経路不明の割合が増加。**
- 現状の感染拡大状況をふまえると、直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が
  - ・25人（ステージⅣ）を下回る日は、5月下旬
  - ・15人（ステージⅢ）を下回る日は、5月末から6月上旬 になる見込みであり、**感染収束に長期間を要する。**

### (2) 市内・市外居住者の発生動向（週・人口10万人あたり）

- 週・人口10万人あたり新規陽性者数も、**全年代で市内外居住者ともに急増し続けている。**
- **感染経路不明者の割合については依然6割を超過したままであり、市内外ともに市中感染が拡大し続けている。**

### (3) 夜の街関連等の発生動向

- **新規陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の割合は直近10日間でやや減少しているが、実数としては3月下旬から4月上旬並み。**滞在分類としては、**居酒屋・飲食店が依然多く、滞在エリアとしては、市外はやや減少しているが、市内は時短要請継続にもかかわらず、増加傾向（推計値に基づく）。**

### (4) 変異株の状況

- **変異株PCR検査実施率は、直近1週間で20.9%、陽性率は82.8%。**

# 感染状況と医療提供体制の状況について

## 医療提供体制の状況

- 急激な感染拡大（変異株の影響の可能性もあり）により、**重症者数は約170名増加に要した日数は、第四波は24日間と極めて短期間であり、第三波の約3か月の3倍以上。**  
現在、
  - ・最大確保病床（重症：224床）の早期運用
  - ・確保病床を上回る臨時増床
  - ・対応できる人材や設備が整っている軽症中等症患者受入医療機関等において、重症化した場合の治療継続
  - ・一般医療の一部制限（不急の予定入院・手術の延期、救急患者受入体制の重点化等）による病床確保など病床確保を図っているが、重症者数の急増に医療提供体制の確保ペースが追い付かず、**重症医療の危機に陥っている。**
- また、今後、療養者数が1万人を超えて発生すれば、**自宅療養者数が急増し、重症化時の救急搬送体制に大きな課題を抱える恐れ。**

## 今後の対応方針について

- **重症病床についてはひっ迫という状況を超え、ほぼ満床状態となり、重症医療の危機に陥っている。**  
今後、療養者数の急増が見込まれ、**軽症中等症病床も極めてひっ迫する恐れがある。**  
新型コロナウイルス感染症患者だけではなく、一般医療にも制限が生じていることから、**大阪府の医療提供体制は限界を超えると想定される。**  
**そのため、自宅療養が原則となる可能性も高まっている。**
- 現状の感染拡大状況をふまえると、分科会指標ステージⅢ基準を下回るのは5月末から6月上旬となる可能性があり、**感染収束に長期間を要する。**
- 以上のことから、今後、緊急事態宣言発令の要請も視野に入れながら、以下対応を緊急で行うことで、感染拡大を食い止めることが必要。
  - ① **府民に対する不要不急の外出・移動自粛の徹底**
  - ② **事業者・自治体におけるテレワークの徹底**
  - ③ **教育現場における部活動・サークル活動等の制限や感染リスクの高い教育活動自粛、大学等でのオンライン授業の推進**

# 宿泊療養施設の確保について

資料1-6

## 契約施設の状況

施設名	所在地	室数	状況
大阪アカデミア(新館1)	住之江区	159室	稼働中
大阪アカデミア(新館2)		153室	稼働中
ホテルイルグランデ梅田	北区	245室	稼働中
ウェリナホテルプレミア中之島イースト	西区	310室	稼働中
アパホテルなんば南恵美須町駅	浪速区	234室	稼働中
リッチモンドホテルなんば大国町	浪速区	187室	稼働中
スーパーホテル大阪天然温泉	西区	400室	稼働中
ライズホテル大阪北新地	北区	210室	稼働中
ホテルコンサルト新大阪	淀川区	288室	稼働中
ジールホテル江坂	吹田市	230室	稼働中

計 9施設(2416室)

## 今後の予定

### ■新たに2施設を確保

施設名	所在地	室数	状況
ウェリナホテルプレミア 中之島ウエスト	西区	284室	4/14開所
アパホテルなんば駅東	中央区	359室	4/15開所
小計			643室

9施設(2416室) ⇒ 11施設(3059室)体制へ

### ■今後5月上旬までにさらに2施設(425室)新規開設予定

さらなる取組みとして

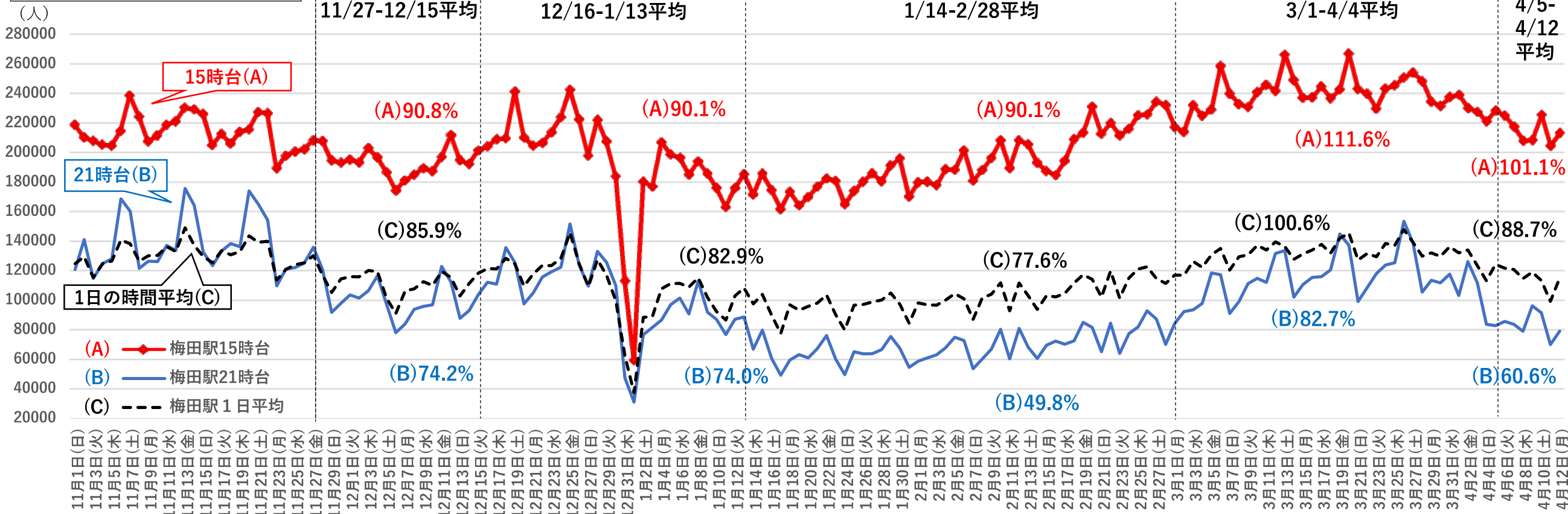
### ○ 宿泊施設の公募実施

- ・対象施設 1棟100室以上で1棟貸し可能な府内宿泊施設
- ・受付期間 令和3年4月6日(火)から4月9日(金)

# 【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）

資料1-7

要請前期間（11/1-11/26）平均と右記の各期間平均を比較



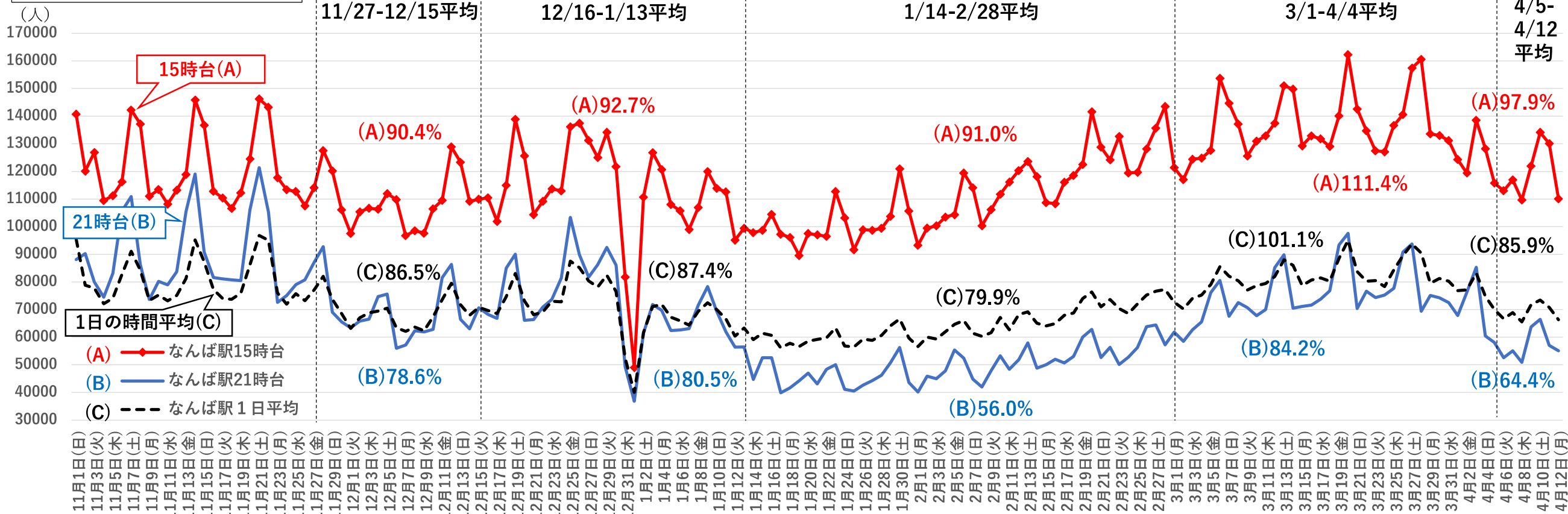
11月1日(日) 11月3日(火) 11月5日(木) 11月7日(土) 11月9日(月) 11月11日(水) 11月13日(金) 11月15日(日) 11月17日(火) 11月19日(木) 11月21日(土) 11月23日(月) 11月25日(水) 11月27日(金) 11月29日(日) 12月1日(火) 12月3日(木) 12月5日(土) 12月7日(月) 12月9日(水) 12月11日(金) 12月13日(日) 12月15日(火) 12月17日(木) 12月19日(土) 12月21日(月) 12月23日(水) 12月25日(金) 12月27日(日) 12月29日(火) 12月31日(木) 1月2日(土) 1月4日(月) 1月6日(水) 1月8日(金) 1月10日(日) 1月12日(火) 1月14日(木) 1月16日(土) 1月18日(月) 1月20日(水) 1月22日(金) 1月24日(日) 1月26日(火) 1月28日(木) 1月30日(土) 2月1日(月) 2月3日(水) 2月5日(金) 2月7日(日) 2月9日(火) 2月11日(木) 2月13日(土) 2月15日(月) 2月17日(水) 2月19日(金) 2月21日(日) 2月23日(火) 2月25日(木) 2月27日(土) 3月1日(月) 3月3日(水) 3月5日(金) 3月7日(日) 3月9日(火) 3月11日(木) 3月13日(土) 3月15日(月) 3月17日(水) 3月19日(金) 3月21日(日) 3月23日(火) 3月25日(木) 3月27日(土) 3月29日(月) 3月31日(水) 4月2日(金) 4月4日(日) 4月6日(火) 4月8日(木) 4月10日(土) 4月12日(月)

- 11/5 以上、2時間以上の宴会自粛
- 11/21 エイロー・ステージ2へ移行
- 11/27 大阪府全域に休業時短要請
- 12/4 レッフェステージへ移行
- 12/16 不要不急の外出自粛
- 12/16 大阪府全域に休業時短要請 (21時まで)
- 12/25 年末年始「スナイホーム」等呼びかけ
- 1/9 1都3県との往来自粛
- 1/9 成人式前後の懇親会への参加自粛
- 1/14 緊急事態措置(時短要請20時まで)
- 2/8 緊急事態宣言延長
- 3/15 緊急事態宣言解除
- 3/15 大阪府全域時短要請 (21時まで)
- 4/5 まん延防止等重点措置
- 4/5 (時短要請市内20時・市外21時まで)
- 4/5 大阪府全域時短要請 (21時まで)

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント  
 (例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、  
 30分滞在していた場合は0.5人として計算  
 【出典：株式会社Agoop】

# 【時間帯別】滞在人口の推移（なんば駅15時台・21時台）

要請前期間（11/1-11/26）平均と右記の各期間平均を比較



11月1日(日) 11月3日(火) 11月5日(木) 11月7日(土) 11月9日(月) 11月11日(水) 11月13日(金) 11月15日(日) 11月17日(火) 11月19日(木) 11月21日(土) 11月23日(月) 11月25日(水) 11月27日(金) 11月29日(日) 12月1日(火) 12月3日(木) 12月5日(土) 12月7日(月) 12月9日(水) 12月11日(金) 12月13日(日) 12月15日(火) 12月17日(木) 12月19日(土) 12月21日(月) 12月23日(水) 12月25日(金) 12月27日(日) 12月29日(火) 12月31日(木) 1月2日(土) 1月4日(月) 1月6日(水) 1月8日(金) 1月10日(日) 1月12日(火) 1月14日(木) 1月16日(土) 1月18日(月) 1月20日(水) 1月22日(金) 1月24日(日) 1月26日(火) 1月28日(木) 1月30日(土) 2月1日(月) 2月3日(水) 2月5日(金) 2月7日(日) 2月9日(火) 2月11日(木) 2月13日(土) 2月15日(月) 2月17日(水) 2月19日(金) 2月21日(日) 2月23日(火) 2月25日(木) 2月27日(土) 3月1日(月) 3月3日(水) 3月5日(金) 3月7日(日) 3月9日(火) 3月11日(木) 3月13日(土) 3月15日(月) 3月17日(水) 3月19日(金) 3月21日(日) 3月23日(火) 3月25日(木) 3月27日(土) 3月29日(月) 3月31日(水) 4月2日(金) 4月4日(日) 4月6日(火) 4月8日(木) 4月10日(土) 4月12日(月)

(A) ●— なんば駅15時台  
(B) —■— なんば駅21時台  
(C) - - - なんば駅1日平均

11/21 エロー・ステージ2へ移行  
5人以上、2時間以上の宴会自粛  
大阪府全域に休業時短要請 (21時まで)

12/4 レッフェステージへ移行  
できる限り、不要不急の外出自粛  
大阪府全域に休業時短要請 (21時まで)

12/16 不要不急の外出自粛  
大阪府全域に休業時短要請 (21時まで)

12/25 年末年始「スナイホーム」等呼びかけ

1/9 1都3県との往来自粛  
成人式前後の懇親会への参加自粛

1/14 緊急事態措置(時短要請20時まで)

2/8 緊急事態宣言延長

3/15 緊急事態宣言解除  
大阪府全域時短要請 (21時まで)

4/5 まん延防止等重点措置  
(時短要請市内20時・市外21時まで)  
大阪府全域時短要請 (21時まで)

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント  
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、  
30分滞在していた場合は0.5人として計算  
【出典：株式会社Agoop】

# 感染に強い飲食店に向けた「見回り隊」について（昼間の見回り調査）

資料1-8

まん延防止等重点措置区域である大阪市内の飲食店（20時以降通常開店する店舗を除く約4万店）に対し、感染防止対策の徹底を要請するため、「見回り隊」による個別店舗訪問を実施。

## 強化体制

4/5～11 20班（40人）体制（大阪府・大阪市職員）  
 4/12～5/5 150班（300人）体制（民間委託）  
 ※400店舗/日⇒3,000店舗/日へと強化  
 ※訪問時間の拡充（4/19～）  
 13時30分～17時30分⇒11時～20時

## 主な調査項目

- ・ **アクリル板等の設置**（又は座席の間隔の確保）
- ・ 消毒液の設置（手指消毒の徹底）
- ・ 換気の徹底 及び **CO2センサーの設置**
- ・ マスク会食の徹底



## 見回り状況

見回り店舗数 3,346店（4/5～12）

訪問店舗数 2,001店（調査店舗数 1,987店） 対象外・不在等 1,345店

アクリル板の設置 (座席間隔の確保)		消毒液の 設置	換気の徹底		マスク会食 の徹底	協力いた けなかつた
アクリル板 又は座席間 隔の確保	うちアクリル 板の設置		うち座席間隔 の確保	定期的な 換気		
	目視	聞き取り	目視・聞き取り	聞き取り	目視	聞き取り
1774	1280	1620	1913	1901	864	1768
89.3%	64.4%	80.6%	96.3%	95.7%	43.5%	89.0%
						27

調査とあわせ、  
 ○アクリル板の設置徹底  
 ○消毒液は、入店時利用者への手指消毒の徹底  
 ○換気の徹底のため、CO2センサーの設置  
 ○マスク会食の徹底のため、店主への呼びかけに加え、卓上POPの設置  
 などを働きかけ

※割合は、調査店舗数を母数としている

まん延防止等重点措置区域である大阪市内の飲食店（約6万店）に対し、営業時間短縮要請（20時まで）の実効性確保のため、大阪府警察と連携し「見回り隊（20時以降）」による現地確認、訪問調査を実施。

### 強化体制

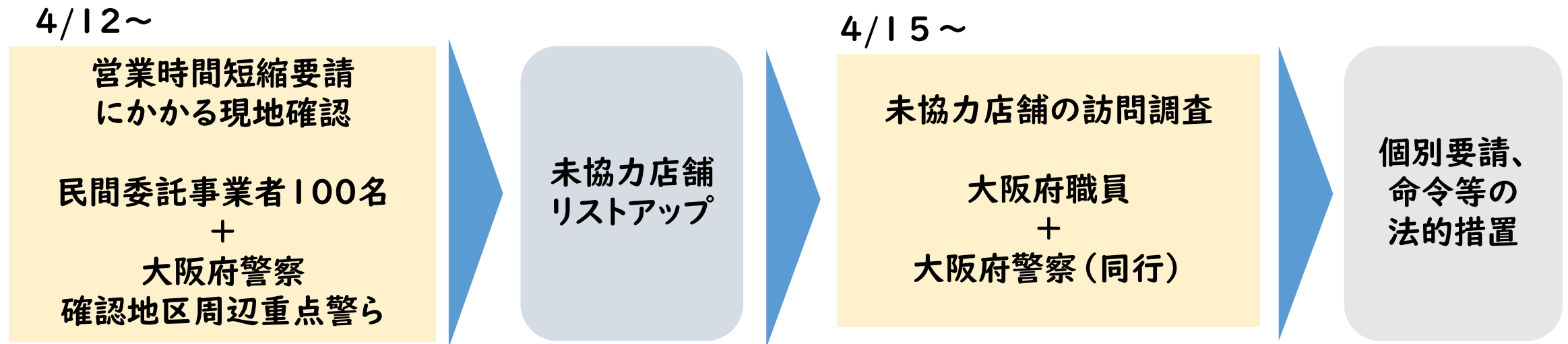
4/5～9 現地確認 10人体制（民間委託）

4/12～5/5 現地確認 100人体制（民間委託）

※500店舗/日⇒5,000店舗/日へと強化

⇒ 未協力店舗に対しては、**順次訪問調査**を実施 府職員 最大50班(100人)体制、  
大阪府警察と連携

### 実効性確保の流れ





## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域である**大阪市内の繁華街において、外出自粛の呼びかけを行う。**

## 2. 期間

**令和3年4月15日（木）～5月5日（水）19:30-20:30※土日祝日含む**

## 3. 呼びかけ場所

大阪市内の繁華街（ミナミ地区・キタ地区・天王寺・京橋など）

## 4. 体制

大阪府職員1名・大阪市職員1名・大阪府警察1名の合計3名で班を構成（5班体制で実施）。



# まん延防止等重点措置期間（5月5日まで）における緊急のお願い

資料2-1

## 府民の皆さま

- 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること

## 大学等

- 授業は、原則オンラインとし、  
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】

## 小学校、中学校、高等学校、支援学校

- 平常授業を継続。感染拡大に不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行うこと
- 部活動は原則休止（学校が必要と判断する場合は活動時間を短縮して実施可）

## 経済界

- 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

## まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

- ◆ 政府分科会の指標のうち、陽性率以外がステージⅣの基準を超過するとともに、引き続き、7日間累計新規陽性者数は増加
- ◆ 重症病床使用率が95.1%（4月13日時点）に達するなど、医療提供体制が極めてひっ迫  
⇒ 4月14日に、レッドステージ2に移行

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

### ●府民への呼びかけ

- **大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること** ※【4月8日から要請】（特措法第24条第9項）
- **大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること**（特措法第24条第9項）  
※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと  
（特措法第24条第9項、第31条の6第2項）
- 歓送迎会は控えること（特措法第24条第9項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 4人以下※2でのマスク会食※3の徹底（特措法第31条の6第2項）

※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **授業は、原則オンラインとし、  
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】**
- **学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】**
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、**新歓コンパ**を控えるよう求めること
- 課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

## ●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること**
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

## ● イベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく) ※府主催 (共催) のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり (適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	<b>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</b> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2)	<b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b> ロック、ポップコンサート、スポーツイベン ト、公営競技、公演、ライブハウス・ナイト クラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p><u>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時</li> <li>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板の設置等</li> <li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</li> </ul> <p><u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>センサーの設置</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

## 【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
<b>運動施設、遊技場</b> <b>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</b> <b>集会場又は公会堂、展示場</b> <b>博物館、美術館又は図書館</b> <b>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</b>	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時</li> <li>・ 催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。</li> <li>・ 入場者の整理誘導等を行うこと。</li> </ul>
<b>遊興施設※</b> <b>物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）</b> <b>サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）</b>	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時</li> <li>・ 入場者の整理誘導等を行うこと。</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●施設について（大阪市外） ※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分</li> <li>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板の設置等</li> <li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</li> <li>○CO2センサーの設置</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。



**【協力依頼（大阪市外）】 ※要請期間 4月9日～5月5日**

対象施設	協力依頼内容
<b>運動施設、遊技場</b> <b>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</b> <b>集会場又は公会堂、展示場</b> <b>博物館、美術館又は図書館</b> <b>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</b>	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分</li> <li>・ 催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。</li> <li>・ 入場者の整理誘導等を行うこと。</li> </ul>
<b>遊興施設※</b> <b>物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）</b> <b>サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）</b>	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分</li> <li>・ 入場者の整理誘導等を行うこと。</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

# まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容 新旧対照表

旧 (4月5日～5月5日)	新 (4月5日～5月5日)
<p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 要請期間 4月5日～5月5日</p> <p>③ 実施内容</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 (特措法第31条の6第2項)</li> <li>○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること (特措法第31条の6第2項)</li> <li>○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと (特措法第24条第9項、第31条の6第2項)</li> <li>○ 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること (特措法第24条第9項)</li> <li>○ 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項)</li> <li>○ 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること (特措法第24条第9項)</li> </ul> <p>※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない                  ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p>	<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 実施内容</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項)</u></li> <li>○ <u>大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること(特措法第24条第9項)</u>                      ※1 <u>医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>歓送迎会は控えること(特措法第24条第9項)</u></li> <li>○ <u>少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第31条の6第2項)</u></li> <li>○ <u>4人以下※2でのマスク会食※3の徹底(特措法第31条の6第2項)</u>                      ※2 <u>家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</u>                      ※3 <u>疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</u></li> </ul>

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること  
※【4月15日から要請】
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること  
※【4月15日から要請】
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、新歓コンパを控えるよう求めること
- 課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p>●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく） ※府主催（共催）のイベントを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請</li> <li>➤ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</li> <li>➤ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応</li> <li>➤ イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）</li> </ul>	<p>(略)</p>

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

（略）

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	<b>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</b> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベン ト、公営競技、公演、ライブハウス・ナイト クラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

（略）

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容 要請内容	<p>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分</li> <li>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板の設置等</li> <li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</li> </ul> <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO2センサーの設置</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

（削除）

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

【協力依頼（大阪市内）】

（略）

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

（略）

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容 要請内容	<p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分</li> <li>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板の設置等</li> <li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</li> <li>○CO2センサーの設置</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

（削除）



旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

【協力依頼（大阪市外）】 ※要請期間 4月9日～5月5日

（略）

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p>●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと （特措法第24条第9項に基づく） &lt;経済界へのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること</li> <li>○ 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</li> <li>○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること</li> <li>○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること</li> </ul> <p>出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること</p>	<p>（移動）</p>

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p data-bbox="75 228 505 272">&lt;大学等へのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="75 310 1292 354">○ 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること</li> <li data-bbox="75 396 1292 526">○ 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</li> <li data-bbox="75 568 1292 698">○ 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること</li> <li data-bbox="75 740 1292 870">○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること</li> <li data-bbox="75 912 1292 1042">○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること</li> <li data-bbox="75 1084 1292 1214">○ 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</li> </ul>	<p data-bbox="1381 228 1507 272">（移動）</p>

## ■ 授業

- ➔ 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ➔ ただし、感染リスクの高い活動は実施しない



**感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う**

### 【制限する教育活動等】

長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。

- (例) ・音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱  
・体育：児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動  
・家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

## ■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動

- ➔ 中止または延期

## ■ 部活動

- ➔ 原則休止

ただし、公式大会への出場等学校が必要であると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

## 専門家のご意見（専門家会議・朝野座長）

### 【感染状況】

現在の増加状況が、ヒトの動きによるものか、変異ウイルスによるものか、もちろん両方の要因が作用している。そこで今後の予想をするために、同じ年度末の時期であり、変異株の影響のなかった第 1 回目の緊急事態宣言が出た昨年（2020 年）の状況と比較してみると、検査件数の差（20 倍）もあるが、判明した陽性者は 10 倍以上に増加している。昨年の陽性者数の移動平均は 4 月 12 日から増加速度が鈍化し、4 月 20 日にピークをむかえていた。もし、年度末、年度初めのヒトの動きが原因であれば、昨年と似た陽性者数の推移を示すであろう。ただし、人流の低下が昨年ほどみられないので、ヒトの動きが原因としても減少には至らない可能性もある。一方、変異株の影響であれば、遅れて変異株の増加している東京都などで、大阪と同じような急激な増加がみられると考える。

客観的には上記のような観察もできるが、予断をもって推移を見守る段階ではなく、できる対策はすべて行うことが求められる。

また、第 4 波の死亡率が低いことは特徴的かつ驚きである。重症者が急激に増え、観察期間が短いことや若年世代の感染者が多く死亡者が少ないなどさまざまな要因が考えられるが、その要因の分析が必要であり、変異株の影響の解明にも重要な所見を提示すると考える。



### 【医療状況】

重症患者数の増加が著しいため、すでに中等症の医療機関で重症患者を診療継続している。このことは、重症専用病床がほぼ満床状態であるからやむを得ないと考える。ここには2つ点が考察される。一つは、重症患者の診療には経験が必要であること。もう一つは、これからの COVID-19 診療のあり方への過渡期であるとする見方である。

COVID-19 の死亡率は第 1 波よりも第 2 波、3 波と改善してきている。これはデキサメタゾンや抗凝固剤などの治療薬の適切な投与もあるが、医療技術の進歩が重要である。 COVID-19 による急性呼吸窮迫症候群 (ARDS) の治療には人工呼吸器の管理や腹臥位療法などの特殊な診療が功を奏していると考えられている。これらの診療には経験が重要である。さらに、腹臥位療法には技術と多くのスタッフが必要である。経験のある医師や看護師による経験の少ない軽症・中等症病院への支援が鍵となる。

次に医療としてのこれからの COVID-19 診療の視点から考察すると、感染症法上の分類の変更、ワクチンの普及によって、これから多くの病院で軽症から重症までの COVID-19 患者の診療を行うことになると考える。その場合、重症専門病院という選択がなくなり、専門医のいる院内感染対策が可能な一定の医療機関では、人工呼吸器管理を行うことは、これからの診療上必然的に行われることと想定され、重症病床を限定することによる医療のひっ迫という考え方が変わって来ると考えられる。大阪はすでに COVID-19 診療体制の変化の過渡期にあると考えることができる。

#### 【今後の対策】

これから高齢者への感染がさらに広がって行くことが予想され、施設内感染、院内感染の防止の徹底が必要。重症病床の確保の努力に加え、経験の少ない中等症病院における重症患者の診療に対する経験のある病院への見学や人材の派遣を行い、予後の改善を目指すべき。特に重症をみている中等症病院では、人員の配置が急務であり、そのため通常診療を制限している。この点を考慮した府の支援を望む。今回上記のごとく重症病床の柔軟な運用を公立、公的病院のみならず医師会、民間を含めて医療側も可能な限り行っており、府民の皆さんに医療機関の努力もご理解をいただきたい。

テレワークの徹底同様大学のオンライン授業によって、学生の通学を減らす狙いがあるが、一部の学生が学外で集まるということも経験している。大学等では学外での生活の徹底をお願いしたい。一方で、対面授業の利点もあるため、感染が収束した時には迅速に対面授業も可能としてほしい。

変異株による感染急増であれば、さらに増加が続くと思われるので、より強い対策が必要であり、緊急事態宣言の発出を想定して、時短要請の府全体への拡大などさらなる対策の強化を行っていただきたい。その場合、府民の行動変容を促すためのリスクコミュニケーションとして、情報の公開と不公平感のない対策の実施を目指していただきたい。